

第九十一回国会
衆議院
内閣
委員
會議
録
第十号

昭和五十五年四月十五日(火曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君
理事 逢沢 英雄君
理事 塚原 俊平君
理事 上原 康助君
理事 中路 雅弘君
理事 麻生 太郎君
理事 三枝 三郎君
理事 森 美秀君
理事 石橋 政嗣君
理事 鈴切 康雄君
理事 辻 第一君

出席國務大臣

出席政府委員

郵政大臣 大西 正男君

行政管理局行政 佐倉 尚君

監警局長 小山 森也君

郵政大臣官房電 寺島 角夫君

氣通信監理官 神保 健二君

郵政大臣官房電 守住 有信君

郵政省郵務局長 河野 弘君

郵政省貯金局長 平野 正雄君

郵政省電波監理 局長 正雄君

委員外の出席者

警察庁刑事局捜 査第二課長 漆間 英治君

厚生省社会局更 生課長 板山 賢治君

通商産業省機械 情報産業局情報 処理振興課長 西川 禎一君

建設省道路局路 政課長 山本 重三君

會計検査院事務 官 佐藤 龍馬君
官 第三局審議 官 龍馬君
日本電信電話公 社 事務理事 玉野 義雄君
日本電信電話公 社 營業局長 西井 昭君
日本電信電話公 社 業務管理局長 稲見 保君
日本電信電話公 社 計画局長 岩崎 昇三君
日本電信電話公 社 施設局長 前田 光治君
内閣委員会調査 室長 山口 一君

四月十日

行政改革の推進に関する請願(菅波茂君紹介)
(第三八二八号)

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願(原田昇 左右君紹介)(第三八一九号)

同(北口博君紹介)(第三八九九号)

青少年健全育成のための社会環境浄化に関する 請願(石井一君紹介)(第三八二〇号)

同(畑英次郎君紹介)(第三八二二号)

同(二階堂進君紹介)(第三八二三号)

同(森山欽司君紹介)(第三八二三号)

同(片岡清一君紹介)(第三九〇〇号)

同(二件)(毛利松平君紹介)(第三九〇二号)

同(森喜朗君紹介)(第三九〇二号)

同(森喜朗君紹介)(第三九〇二号)

同(森喜朗君紹介)(第三九〇二号)

同(森喜朗君紹介)(第三九〇二号)

同(森喜朗君紹介)(第三九〇二号)

同(森喜朗君紹介)(第三九〇二号)

同(森喜朗君紹介)(第三九〇二号)

同(森喜朗君紹介)(第三九〇二号)

同(森喜朗君紹介)(第三九〇二号)

同(森喜朗君紹介)(第三九〇二号)

は本委員会に付託された。
本日の會議に付した案件
郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提 出第六号)

○木野委員長 これより會議を開きます。
郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題と いたします。

○大城委員 たいだいま議題となっております郵政 省設置法の一部を改正する法律案について若干御 質問を申し上げたいと思います。

当法律案の提案理由の中に「最近における電氣 通信行政は、目覚ましい科学技術の進歩発展に支 えられて監視官制度発足当時には予想もされな かった新しい行政分野が発生してきていると同時 に、従来の事務も複雑化の度を増すなど、電氣通 信監視官の所掌事務は、著しく増大、かつ高度化 してきております。」というたわれております。素 人ながら最近の技術進歩の点についてはわかつて おるつもりでございますけれども、今日まで電氣 通信監視官のもとでこれら通信行政の監督に携 わっておったわけでございますが、なぜこれを電 氣通信政策局に持つていかなくちゃならないかとい う理由をまず簡単に聞きたいと思いま

す。

○大西國務大臣 お答えいたします。

電氣通信監視官の制度は、昭和二十七年電氣通 信省が廃止をされまして、電氣通信に関する行政 事務が郵政省に引き継がれた際に、大臣官房の特 別な職として設けられたものでございます。当時

は、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会 社の監督以外の行政事務はきわめて少のうござい ました。したがって、二人の監視官とこれを補佐す る若干の要員を置けば十分であると考えられて おったわけでございます。これは、専売公社監視 官の例にならぬようにして、監視官制度がそういう 理由でとられたわけでございます。

しかし近年、電氣通信の分野は、目覚ましい科 学技術の進歩発展に支えられまして、監視官制度 発足当時には予想もしなかったほどに著しく量的 に拡大をいたしますとともに、質的にも複雑化、 高度化してまいっております。それに伴いまして、 行政需要も増大かつ多様化してきておるわけでござ います。

今日、国民の基本的な通信手段の一つとなつて おります加入電話の積滞がほぼ解消し、また、全 国ダイヤル自動화가達成をされますとともに、他 方データ通信、画像通信、あるいはキャプテンシ ステムなど新しい通信手段の出現によりまして、こ ろの多種多様な通信メディアの調和ある発展の促 進、あるいはわが国の国際化の進展に伴いまして、 一層活発化した国際電氣通信衛星機構あるいは国 際海事衛星機構などの国際機関における諸活動の 推進、それから通信全般の長期的総合的な将来ビ ジョンの検討と電氣通信政策の樹立など、わが国 の今後の経済、社会、文化の発展にとりましてき わめて重要な行政課題が山積をしております。こ れらに積極的に対処していくことが強く要 請をされておるところでございます。

したがって、この際、内外に對しまして電 氣通信行政の責任と権限を明確化し、かつその一 層の充実を図るため、現在大臣官房に特別の職と して置かれております、先ほど申し上げました電 氣通信監視官を廃止いたしまして、わが国の行政 組織上通例とされておりますところの、基本的な

組織単位であります局組織へ改組することが必要であるといまして、新たに電気通信政策局を設置しようというものでございます。

以上、お答えいたします。

○大城委員 法案の改正内容を見ますと、今日まで電気通信監理官のもとに、現行法の第六條の十二の二、十二の三、十二の四、十二の五にまとめられておるわけでございますが、これが電気通信政策局ということになりますと、十四項目にわたるいろいろな事務がうたわれておりますが、これを比較してみた場合に、改正の方に現行のものに盛られておるものが第十條の二で四つしかないのでございます。そのほかのものは現行法の中でどう取り扱われておったのか。いま大臣がおっしゃるように、電気通信の多様化あるいは技術の進歩でこれだけでは応じられないということでしょうけれども、たとえば第一番にうたわれておる電気通信の政策の企画、立案、推進、こういったものについては現行法の中では全然取り扱われておらなかったのか、その辺について伺いたいと思います。

○小山政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、本来郵政省の任務とされていると考えられておりましたので、これにつきましては、大臣官房の通信政策課におきましてこれらのことをやっておりました。これは政令によって決められていたわけでございます。

○大城委員 今回の改正については、法律の上に、政令でもって取り扱われた件が事細かく多々盛られておるわけでございますけれども、先ほど来お話がありまして、多様化し、技術が進歩している電気通信事業の中で、うたわれておりますように、その責任と権限を内外に明らかにするといふ目的を持って改正されるわけでございます。現行法では、そういった多様化した電気通信業務がどうしてもカバーできないというようなことでございまして、その辺のことからいたしまして、今回の改正の理由には、今回のKDD事件に關して姿勢を正していこうということがここに改

正としてあらわれてきているのかどうか、そういったKDDの今回の事件との関係はあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○小山政府委員 監督行政全体の一つの姿勢としては、間接的に環境としてはあるかも知れませんが、今回の法改正とKDDの問題とは直接には関係していないわけでございます。

○大城委員 直接には関係ないのではありませんけれども、今回のKDD事件の発生を考えた場合に、その監督とかいろいろのことやうたわれておりますが、これだけ十四項目にわたる電気通信政策局の事務になりますと、相当厳しい監督もでき、指導もできると思うわけでございます。やはり直接的には関係なくとも、これでもってある程度こういった事件が発生しないような方向に監督ができるのじゃないかということや考えた場合に、きつかけではなくとも間接的には関係あるのじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○小山政府委員 郵政省の職務権限のあり方といまして、今回電気通信政策局を設置いたしますと、やはりそこには、まず組織的には行政一般事務を行う上に当たりまして、通例行政組織法上とられております基本的な形態でありますところの局の組織を導入するという、これによりましてまず入れ物としての組織上の問題が整備される、それと同時に、そこに職を奉ずる者、これらのそれぞれの職務における責任というものが非常に明確化される、そのことによりまして、行政の姿勢というものが一段と責任あるものになるということや考えられる問題でございます。

○大城委員 それでは質問を変えまして、大臣にお聞きしたいわけでございますけれども、日本電信電話公社の五十五年度予算について、どういった方針で予算を編成しようというふうなことを郵政省では日本電電におしやつたかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。電電公社の予算編成方針でございます。

○寺島政府委員 電電公社におきましては、二十七年に発足以来数次にわたる五カ年計画を立ててま

して、電話の横滞の解消と全国自動化の達成という二つの大きな目標を掲げまして、これが達成に取り組んできたわけでございますが、おかげをもちまして、この二大目標を、一部を除きまして達成することができたわけでございます。そういう情勢を踏まえまして、五十三年度を初年度といいたします第六次五カ年計画というものを策定をいたしまして、現在その進行過程にあるわけでございます。

この第六次五カ年計画の主眼となりますのは、そういった二大目標が達成された以後の状態を考えまして、そういった状態をさらにいい状態で維持していくこと、同時にその二大目標達成のために、いままでも手がつけにくかったいろいろな細かいサービスの充実を努めていくこと、こういった点を主眼として行っておるわけでございます。五十五年度予算の編成に当たりまして、そういったことを基調に編成をいたしたわけでございます。

○大城委員 おっしゃいますように、五十五年度の日本電信電話公社の予算編成方針につきましては、横滞が解消し、そしてもう一つは全国自動化が達成された、それを踏まえまして、今後の加入電話の需給均衡の状態を維持していくとともに、よりよき電信電話サービスの改善ということになつておるわけでございますけれども、さらに、先ほどまた大臣がおしやつたように、横滞電話が解消されたということにもつけ加えまして、私大変疑問に思つておるわけでございます。

と申し上げますのは、これから沖繩の電話事情についてお聞きしたいわけでございますけれども、惨憺たるありさまでございます。沖繩では復帰時点におきまして、いろいろの分野で特例措置を設けまして復帰したわけでございますけれども、その中で電信電話事業というものが一番スムーズに引き継がれた、みごとな祖国復帰だったとわれわれは評価いたしております。しかしながら、今日に至つては、沖繩の各分野において一番悪いのが電話事情でございます。そういった点

を踏まえて、私は、今度の日本電電公社の予算編成につきまして、ある程度疑念を抱かざるを得ないわけでございます。

沖繩の電話事情について申し上げますと、戦火によりましてほとんどの施設が壊滅的打撃を受けた中から、さらに諸制約があつたにもかかわらず、当時の琉球電電公社の精いっぱい経営努力で電気通信事業を守り抜いてきましたし、復帰時点におきましては、おおよそ二千五百万ドルの資産と八万四千の加入者を日本電電公社に引き継いだわけでございます。しかしながら、当時のRTTが最大限の経営努力を続けてきたにもかかわらず、いかんせん限られた資金と米国施政権下という制約のもとで、県民の熾烈な要望を満たすことができませんでした。したがって、加入電話申し込みの横滞も約四万件引き継がれたわけでありまして、それにしましても、他の分野が、先ほど申し上げましたようにいろいろの特例措置によって支えられて復帰したにもかかわらず、電気通信事業だけは、設備料が当時の日本電電と琉球電電とは違つたので、設備料その一件だけの特例措置によって引き継がれて、みごとな復帰体制ができたわけでありまして、

復帰後はさらに横滞がふえ続けまして、一時は、五十一年度で、六万九千件にも達したような事態がございました。基礎設備の拡張整備は全くもって遅々として進まず、つかない電話、いわゆる待てど暮らせど来ぬ人をじやなくて、待てど暮らせど入らぬものはそれ電話なりという言葉が沖繩ではやっております。

そういったことでございますけれども、最近、自動化につきましては、南北大東島というところを最後にいたしまして、全国のだんじりではございましたけれども、ようやく自動化が達成せられたわけでありまして、こういうことで、公社の二大目標の他の一つの横滞解消につきましても、いま大臣、そして監理官の方からお話ございましたように、全国の横滞は解消できたし、沖繩についていろいろと解消に励んでおられるということは

私もよく存じ上げておるわけでございます。けれども、それでもまだ加入電話、公衆電話の普及率は全国のおおよそ半分。復帰後今日まで各分野におきまして半分にしか達していないものはございません。電話だけなんです。そして積滞を抱えた唯一の県であります。そういったところから、先ほども申し上げましたように、積滞が完全に解消したと言われないまでも、沖縄も日本ですから、解消されていいのです。

また、電気通信サービスは、これはまだもってどんじりもどんじりなんです。全国最低でございまして、故障率は何と全国の三倍でございまして、サービスどころの話じゃございません。こういうふうにして、一番うまく引き継がれたはずの電気通信事業が、一番おくられているのは一体どういうことだろうという疑問を持つわけでございまして、これらの点を踏まえまして二、三点お伺いしたいと思っております。

まず特例措置、積滞についてでございますけれども、電気通信事業の復帰時点における引き継ぎにおける唯一の特例措置、先ほど申し上げましたような設備料、これは琉球電電当時は九千円であったわけです。第一次要綱発表の日、これは四十五年十一月二十日までの申し込みを一応特例として九千円で認めよう、返還協定調印の日、四十六年六月十七日でございましてけれども、それまでに申し込んだ者は三万円よりむしろございまして、次の日、四十六年六月十八日以降の申し込みは本土並み、当時の五万円にしようというような三段階の特例措置を設けたわけでございます。

それでお伺いしたいと思うのは、復帰時にそれぞれのケース、いわゆる第一次要綱発表の四十五年十一月二十日までの申し込み、返還協定調印の日までの申し込み、それぞれのケースの積滞が一体何件あったのか、これらの積滞はすべて架設されたのかどうか、これについてお伺いしたいと思っております。

○補見説明員 お答えをいたします。先生のおっしゃられました特例措置の第一の方

でございますが、設備料九千円を単独電話につきまして引き続き適用するという件、これは復帰時におきまして、少し細くございまして、総数三千三百十四件ございまして、その後この開設と申しますか、解消につきまして鋭意取り組みまして、四十七年度に約二千二百、それから四十八年度一千七百といったように開通を進めてまいりまして、以後は数百程度ずつ措置をしてまいりまして、五十四年度末では、私どもの方の把握では、いま残っておりますのが四件というふうに承知をいたしております。

それから次に、単独電話につきまして三万円適用の特例措置、これの該当が復帰時点におきまして七千八百十三件ございまして、この開通につきましては、第一点の場合と同様鋭意努力をいたしまして、四十七年度には約六千四百、四十八年度約四千というふうに通通を進めてまいりまして、五十四年度末の現在では一件というところまでまいっております。合わせますと、特例積滞と申しますか、これは復帰時点に一万一千二百七十七件ございまして、その後逐年開通をし、五十四年度末現在では合わせて五件ということに相なっております。この五件につきましても、五十五年度中には、おおむね秋ごろというふうに予定をいたしておりますが、五十五年度の秋ごろまでにはすべて開通ができる見通しということに相なっております。

○大城委員 四十五年十一月二十日までに申し込んだのは設備料九千円という特例措置でございまして、いま御説明をお聞きいたしますと、四件残っているということなんですけれども、四十五年と申しますともう十年前なんです。十年前に申し込んだ電話が残っているということはどういうことですか。いろいろ事情があると思うのですけれども、この四件についてお聞きしたいと思っております。

○補見説明員 お答えいたします。具体的な四件につきましては、御指摘のとおり十年も経過ということに相なるわけですから、先生御承知かと思っておりますが、沖縄県の国頭の

エリアの安田というところにこれは集中をしておるわけでございます。ここへの基礎設備の用意ができておりました。ようやくことし、五十五年度中におきまして新しく基礎設備を用意する、具体的には交換局を開始するわけでございますが、それによって特別の負担なしに、普通加入区域という扱いになりまして開通ができる、そこまでの見通しを得るに至ったということでございまして。

○大城委員 安田という部落は、山間僻地ではありますけれども、そんなに人が踏み入れないようなところじゃないのですよ。いろいろ設備がなくて云々と言いますけれども、何かほかに特別の事情があるのじゃないですか。ほかにも、陸の孤島というところまでいかないけれども、そういうところも全部入っているのに、この安田部落、そんなに山間僻地じゃないですよ。ただ設備がなくて四件、十数年間入っておりませんということとは、やはり住民の立場からすると納得いかないと思うのですけれども、もう少し詳しくお話を聞きたいのです。

○補見説明員 安田という集落につきましては、二十数世帯あるように承っております。御指摘のように全くの山間僻地ということではないかと思っておりますが、従前の電話のサービスの仕組みといたしましては、遠距離ということと特別加入区域と申しますか、区域外になっております。そういうことから、実際に開通を進めようとしたとしても、お客様の負担が著しく大きいということから容易ではない状態があったわけですから、沖縄の基礎設備についても逐次充実が進んでまいりまして、この際国頭の安田の地域につきましても新たに交換局を一局起こしまして、それによって、大変お待たせしたこの四件につきまして、ようやくサービスができるということまでございまして、この四件が実情でございまして、計画自体、沖縄県全体をカバーして進めていくにはかなり大規模でございまして、ある程度順序立てをしなから進めていくということもやむを得ないことでございまして、大変遅くなったことにつきましては、

お待たせをしたお客様に大変申しわけなく思いますが、けれども、ようやくここで待望の開通ができるということでお許しをいただきたいと思っております。

○大城委員 ぜひ促進していただきたいと思っております。

沖縄の電話事情がいかにブアなものであるかということ、他の県の皆さん方にもおわかりいただきたいということで、ちょっと申し上げたいわけでございます。

まず五十一年度末に加入数が十三万四千五百台、普及率は百人当たり一二・五%、全国平均がその時点で二八・五%。われわれ沖縄が常に比較申し上げております類似県、佐賀が二三・五%、宮崎が二四・二%、半分であります。普及率ワースト、これは都市地区に限って抽出してみますと、普及率ワースト九位までが沖縄なんです。糸満、石川、名護、そういったところにおいては百人のうち十台未満、こういった状況であります。ちなみにその時点で大阪はどうかというと、四四・九台、五十台です。五〇%。五十台と十台では話にならぬわけですね。

五十三年度加入数が十五万六千、普及率がようやく二%上がりまして一四・二%、そのときすでに全国平均は三〇・六%。五十四年度一月、加入数が十七万八千六百件、普及率が一六・二%、この五十四年における全国平均を私、調べてないのでございまして、恐らく三十数%になっているのじゃないかと思う。追いつけない。

こういったことでございまして、沖縄におきましては、電話は架設されないものだというような認識が先立ちまして、電話の売物が物すごく激しい、電話を担保にした金融業も盛んであります。これでは本当にみじめなものじゃないかと考えておりますけれども、まずこれらの電話の積滞の解消、そして先ほど申し上げました故障率が全国平均の三倍、この状態について、大臣のこれからの施策について、まずはお聞きしたいと思っております。

○大西国務大臣 この問題に関する格差の解消と

いうことは、沖縄県民の方々の非常な御要望だと思ひます。したがひまして、私どももいたしましても、電電公社をその解消について指導し、督促をしてまいりたいと思ひます。

○大城委員 こうして全国的に積滞を解消した、これからサービスの改善を図っていくという中で、全国的に進めば進むほどこういった落ちこぼれはますます差がついてきますので、その辺はやはり公正、平等な政治という立場から、片手落ちのないようにぜひひとつよろしく願ひ申し上げたいと思ひます。

さて、いま大臣に御質問申し上げた電話架設、積滞解消、これが一体いつまでにできるのか、どういった御計画を五十五年度、そしてそれ以降持つて、いつまでに解消できる計画を持つておられるのか、それについて伺ひたいと思ひます。

○岩崎説明員 お答えいたします。

沖縄につきましては、本土復帰以来電話局の増築並びに新電話局の建設というのを主体としていたしまして、鋭意建設を進めてきたわけでございますけれども、現在まで三十六局の建設計画を決めております。その中で、五十四年度のうちに二十九局完成いたしました。なお五十五年度内に残りの七局が完成する予定でございます。そのようになりましますと、基礎設備の大宗はでき上がるということになりまします。その後あと局外設備の末端の設備等の建設にも努力いたしまして、第六次五カ年計画中には積滞を解消したいというふうな思ひでございまして、先生の御趣旨を踏まえまして、少しでも早くそれが解消できるような努力を続けたいと思ひております。

(委員長退席、遂沢委員長代理着席)

○大城委員 もう少し具体的にお聞きしたいわけでございますが、五十四年末に積滞数どのくらいになり、五十五年末に積滞数どのくらいになる予想ですか。

○岩崎説明員 お答えいたします。

五十四年末の積滞数としては、予想といたしま

しては三万二千でございまして、五十五年度末は一万四千になるという予定を現在立てておりますけれども、沖縄におきまして新規需要が非常に激しゅうございまして、これを少し上回るものになるのではないかと、いふうに想定されております。

○大城委員 そうすると、これは全然追いつかない、ますます開いてくるのじゃないですか。五十四年末が三万二千、そして五十五年末をを上回るといふことになりまします、ますます追いつかぬといふことになりましますのじゃないですか。これは時間ございませぬのでぜひ御検討いただきたい。というのは、五十四年度末、ちよつと数字が違ふ。私が沖縄からとった資料では四万二千になります。いずれにいたしましても、この調子ではますます開いてくるのじゃないかというようにございまして、ぜひ抜本的な策を講じていただきたいと思ひてございします。

それで、今日までこのようになつてきた。特に五十年前後、四十九年、五十年、五十一、積滞が六万、六万六千、六万九千、そして六万二千、五十三年度ではちよつと減りまして五万と、この数年間が非常に積滞が多いのですけれども、いかなる理由でございしますか。

○岩崎説明員 お答えいたします。

沖縄では、先生がいまおっしゃいましたような年次、毎年二万を超えます新規需要が発生しております。先ほど来申し上げましたけれども、約一千三百億円の建設資金を投じて電話局の建設等に助んだわけでございしますが、工事が完成いたしませんで、その間新規需要が積滞に積み重なつたといふことでございます。

○大城委員 工事が完成できなかった、進まなかつた。土地などの買収についてもいろいろ時間がかかつたんでしようし、いろいろありますけれども、そのほかに大きな原因はございせんか、この数年。お聞きしたいと思ひます。

(遂沢委員長代理退席、委員長着席)

○岩崎説明員 その他の大きな原因はございませ

ん。

○大城委員 ちよつと言葉は厳しいようだけれども、その時点で組合運動が激しくて働かなかつたのです。沖縄の電信局が、あるいは各局とも、管理者は縮こまつておつたのです。組合から命令を受けておつたのです。全然働かなかつたのです。そこはわれわれが一番よくわかる。これを、積滞解消をおくらしした一つの原因としてわれわれはとらえております。そうじゃありませんか。隠す必要はないと思ひます。それも原因しているのじゃないですか。

○玉野説明員 お答え申し上げます。

先ほど計画局長がお答え申し上げましたように、沖縄では、土地問題が非常に複雑でございまして、土地の買収その他、基礎設備をつくるのに非常に時間がかかつたわけでございします。また、先生がおっしゃいました組合関係があつたことも確かでございます。それで、その点につきましても、私たちといたしましては、五十年前後ごろから鋭意組合に話をいたしまして、組合も最近ではその点理解してまいりまして、それにつれて積滞解消もほゞ進み出したという点もございします。したがひまして、その辺は、私たちといたしまして十分配慮しながら、御要望に沿うよう、できる限り積滞を早く解消するといふことで努力してまいりたいと思ひております。

○大城委員 その辺の点はやはり明らかにしていかないと、何も組合に遠慮して一方的に、土地の買ひ占めが遅かつたとか、まあこれもまたそれと関連あるわけでございしますけれども、本場に働かない組合で有名だつたわけですよ。各局舎とも全くどこかのアジトみたいな、汚い鶏小屋みたいな、これが数年間続いたわけですよ。その辺のことをはっきり根本的にえぐつていかないと、沖縄電信局はよくなりませんよ。幸い最近組合とのぎくしゃくもなくなりまして、正常化しているといふことは大変うれしく思ひておりますけれども、どうかその関係を大いに努力して堅持していつていただきたい、このようにお願いをいたすものでございします。

でございます。

それでは、時間もないうでございしますので、組織についてお聞きしたいと思ひます。沖縄の電信電話事業の組織でございします。

公社といたしましては、沖縄の電信電話事業の格差をできるだけ早期に是正するために、沖縄の組織をまず最初本社直轄としたわけでございします。そして臨時の建設事務所というものを設けてその意欲を見せたわけでございします。その後組織は九州に移管したと聞いておりますけれども、現在どうなつておられるのか。さらにまた、建設が峠を越したというのであれば、あるいはまた峠を越すような時点になりましたら、この臨時の建設事務所というものは廃止していく姿になつていくのかどうか、こういった点について伺ひたいと思ひます。

○玉野説明員 お答え申し上げます。

先生のお話にございまして、最初本社直轄でやつておりましたけれども、ほかの通信部等も同様でございしますが、それぞれ通信局で皆管轄しておるわけでございしますが、それを当初直轄にいたしましたのは、移行時の仕事その他をスムーズにするためにやつてまいつたわけでございします。が、自後それがほゞ通信局に任してもうまくいく状態になつてきましたので、それで通信局に移したわけでございします。といひますのは、本社ですと余りにも離れておりまして、直轄にはいたしておりましたが、先ほどございしました組合関係その他もございしますし、それから土地買収その他直接的にやるためにはやはり九州通信局で直接的にやつた方が非常に簡便といひますか、スムーズにいくといふか、時間的にも早くまいりますので、そういうふうに移してまいつたわけでございします。しかし、当分はまだ現状の通信局に所属する沖縄管理局といふことでまいりたいと思ひております。

○大城委員 最後にお尋ねいたします。

先ほど申し上げましたように、電話の故障率は全国平均の三倍でございまして、これから大変

サービスの改善が望まれるわけでございます。電話の積滞解消といい、サービスの改善といい、いろいろな方法、技術があると思うのでございませうけれども、沖繩にはいま三つの地元の主な業者の中に二つの大手の業者が入り込んでおります。この沖繩の業者の方々は、何にもない時代から、アメリカ軍からくずみいたな裸線を拾ってきて、電柱じゃなくて木にひっかけて電話を開始した廃墟の中から立ち上がりというものを考えた場合、この人たちの、いわゆる業者に対する気持ちというものは、われわれとしては大変な功労者だ、このように評価いたしております。しかし、最近大手の業者が入り込んでしまつて、相当仕事をとられておるといふことを聞きいたしておりますけれども、できるだけさういったものも地元の業者にさしていかないと、長年の労苦に報いる道がないではないかというように考えますけれども、これらの点についてお聞きいたしたいと思ひます。

○前田説明員 お答えいたします。

沖繩県におきまして電気通信設備工事につきましては、技術的内容から見まして地元の業者で施工可能なものにつきましては、極力地元の業者が受注できますようにいろいろと考慮いたしております。現実には、たとえば五十三年度で申し上げますと、金額にいたしまして半分以上のものが地元業者の受注というようになっております。先生おっしゃいました御趣旨のとおりにわれわれも考えております、今後ともこのような方針でやってまいりたいと思ひております。

○大城委員 これで終わりたいと思ひますけれども、申し上げましたように、沖繩の電話事情は大変に悪いのでございまして、どうかひとつ抜本的な対策を講じて、早く本土並みに歩ましていただきたいことを心から所望いたしまして、質問を終わります。

○木野委員長 次に、唐沢俊二郎君。

○唐沢委員 二、三伺ひますが、時間がございませんで簡潔にお答えをいたしたいと思ひます。

す。

最初に大臣に伺ひますが、先般、事務次官、郵務局長が退官されました、首脳部の人事異動があつたのですが、例年ですと七月に行われておりました。ことに限つて四月に行われたので、何か特別の理由があるのではないかといろいろ憶測が飛びだり誤解もあるようであります。その点について、大臣から明らかにしていただきたい。

○大西國務大臣 お答えいたします。

先般の郵政省の人事異動は、KDD事件に関連する不祥事が発生をいたしまして以来、省内に生じておりました沈滞した空気を一新いたしまして、省内人心の刷新を図る必要があるとかねてから考えておつたところでございますが、神山前事務次官にそのことを伝えましたところ、同人からも、私の思いを理解いたしまして、五十五年度予算が成立した時期に退任をしたい、こういう旨の意向が漏らされたのでございます。そこで、私といたしまして、今後提出法案の審議が本格化するなどといったこともあわせ考えまして、この時期が最も適切な節目である、このように感じましたので、人心刷新の観点から後進に道を譲るよう勇退を求めたものでございます。

また、江上前郵務局長につきましては、御承知のように、だれかが事務次官に就任することになりますと、同期に入省した者は勇退するというのが官界の不文律でございますが、これを尊重いたしますとともに、人心の刷新を図るため同人の退職を求めた次第でございます。

○唐沢委員 KDDの問題につきましては、同僚議員からも御質問があらうと思ひますので、あと一つだけ伺ひたいのでありますが、いろいろな経理内容が、監督官庁に優秀な監理官や参事官があられてなせわがなかつたのかという素朴な疑問があるわけでありまして、私はもとと金融機関出身で、大変ずさんでアバウトで、いまはここにおるわけでありまして、それでも営業報告書だとかあるいはバランスシートとか、万分の一はわからないのですが、千分の一くらいの異同があればわ

かるわけでありまして、また、小切手でも裏返せば千万単位のものならわかるわけでありまして、それがなぜ郵政省でわからなかつたのか。これは事情を知つておつたのか、よくよくチョンボだったのか、さもなくば法律や政令が省令が知りませんから、はつきりお答えをいただきたいと思ひます。

○寺島政府委員 先生御案内のとおり、現在私どもが行つておりますKDDに對します監督は、国際電信電話株式会社法に基づきまして行つておるわけでございます。で、この法律におきましては、ただいま御指摘のありました財務面につきましては、一つは年度の事業計画というものが認可の対象になつておるわけでありまして、そしてまた、決算的なことにつきましては、決算そのものではございませんで、決算の結果生じます利益金の処分というものが認可の対象となつておるわけでございます。

ただいま、それでわからなかつたのかという御指摘でございますが、事実行為をいたしまして利益金処分の認可をいたしますときに、その利益金というものは決算の結果生ずるわけでございますから、決算の状況をあらわします貸借対照表あるいはそのいふものにつきましては、実体的に目を通しておつたわけでございますけれども、もう一面、KDDは株式会社でございますので、当然、商法等の規定によりまして監査役の監査あるいは公認会計士の監査等が行われまして、それで適法とされておるものという前提に立つて審査をしておる次第でございます。そういうことで、いわばマクロ的な把握をしておりまして承知するに至らなかつた、かように考えておるわけでございます。

○唐沢委員 有価証券報告書に公認会計士の意見が、いろいろ問題があればつくわけですが、KDDについてはそういう意見はついておりませんか。

○寺島政府委員 公認会計士から特別の意見が附されたということは聞いておりません。

○唐沢委員 公認会計士さんと、いろいろその件についてお話し合いになつたことはあります。

○寺島政府委員 郵政省といたしまして、公認会計士あるいは監査法人と特に話したことはございせん。

○唐沢委員 公認会計士さんは細かいことまでよく知つておられるわけでありまして、別に、公認会計士さんに責任があるとかで私強くは申しませんけれども、監督官庁としてやはりよくお話し合いになつて、どういふことをされるかはお任せいたしますが、国民の納得のいくように処置をお願いいたしたいと思ひます。

その次に、電電公社おられますか。

週休二日制について伺ひたいのでございまして、児島局長さんおられましたら、公社の週休二日制、四週五日とか四週六日とかいろいろありますが、どういふ週休二日をやつておられますか。

○玉野説明員 お答え申し上げます。

週休二日制にいたしましたのは、五十一年度になつたわけでございますが、それまでに四十一年度ごろから順次生産性の向上を見ながら実施してまいつたわけでございますが、現在やつておりますのは、完全週休二日にいたしますと、土曜日窓口が開けなくなりまして、そういうふうにはいたしませんで、土曜日は窓口を開いてちゃんとお客様には迷惑をかけないというやり方で行つております。

○唐沢委員 よく四週五日とか四週六日という、その何に当たりますか。

○玉野説明員 四週に四日加えますので、四日の日曜日と合わせまして八日、こういうふうになつております。

○唐沢委員 実は、私は党内で週休二日の問題を取りまとめておりまして、国民の間にもいろいろ御意見がある。またわが党内にも強い反対の意見もあるわけでありまして、その一つに、郵政省で週休二日をやつていらつしやる。それもいま総理府で検討している法案は四週五日でございまして、郵政省は四週七日か八

日か知りませんが、大変進んだことをやっておられるようであります。これは公労法八条からいって電電公社でお決めにねれば結構なんぞございましょうが、一体、その件については監督官庁の郵政省に報告なり相談はされてやったのかどうか、伺いたいと思います。

○玉野説明員 お答え申し上げます。

四十一年に四週について一日いたしましたときには公表いたしておりますが、それ以後はいたしておりませんので、郵政省には御相談はいたしてありません。

しかし、私たちが方としてそういうふうにしたしましたのは、公社といたしてもやはり生産性の向上ということがないという問題は問題でございますので、その間は要員の合理化といいたがいます。これを十四万九千ととらえておりましたが、設備は二十六倍というふうなことでございまして、そのために職員の配転という進歩が非常に多いものでございまして、訓練量が非常に多くございまして、訓練をしないという生産性は上がってこないということで、三十八年から五十三年度までに訓練いたしましたのが延べ二百二十万でございます。それが、最近技術の進歩が非常に激しいものでございまして、五十三年度について見ますと、延べで訓練量は二十二万に及んでおります。

○唐沢委員 郵政省に御相談は余りないようでございますが、郵政省に責任はないわけでございますが、そのくらいなめられてからどうしてもやはり電気通信政策局にしなければいけないのかというふうにも思われるわけでありまして、

ところで、それは各公社で自主的に労働条件をお決めにねれば結構でございますけれども、しかし、やはり程度問題があると思えます。日本は乏しからざるを要えず、等しからざるを要うところでございます。ほかの国家的機関で、省庁や公社公団あるいは特殊法人、週休二日を全然やっ

てないところもあるわけでございますね。そういうときに電電公社だけは非常に仲よくどんどん進められていくということが果たして公の機関としてのいいかどうか。

と申しますのは、もう一つちょっと私伺いたいのですが、最近慶弔電報が非常に多くなったが、辺地、離島までもどこも電話があるのに電報はもう時代おくれではないかというのですが、電報を廃止される御計画はありますか。

○玉野説明員 お答え申し上げます。

電報につきましては、先生おっしゃいますとおり、かつては昭和三十八、九年ころでございまして、九千五百万通あったわけでございますが、現在は四千万通を割るという状況で、先生おっしゃいますように七〇％は慶弔電報になっております。それにいたしまして、やはり電話では証拠が残らないので、どうしても証拠を残したいという要望があるわけでございます。それに對しましては、テレックスがある方はテレックスでやられますし、ファックスを持つておられる方はファックスでやられるということがございまして、しかし、いざにいたしまして、そこまでの資力がないう商店とかそういうようなところは、電報を御利用になるという点がございまして、そういう点につきましては、さらに電報について先生おっしゃいますように赤字は大きくございまして、これは電話が普及するにつれてこれが減っていくという点もございまして、

しかし、いま申し上げましたように、証拠が残らないという欠点がありますので、これにつきましては、私たちがいたしましては、電報を受け付けます一五の局がありますが、これを集中して合理化すると、約二百三十ほど集中いたしておりますが、それから電報の配達を民間の請負でやっていたら、非常に通数の少ないところは要員を置きますと非常に高くついてまいりますので、それを民間に委託するというところで七百局ばかり委託しております。そのほかにさらに、最近ファックスがどんどん進んでまいりましたの

で、公衆ファックスというのを私たちも考えております。それで都市においては電話局を指定していただまして、そこでファックスを打って相手の指定局へ送る。そこに相手方が取りにきていただくというやり方にしますと、かなり合理化されまして非常にペイラインに乗って行くという点もございまして、その辺とあわせて検討いたしたい、こういうふうにご考慮しております。

○唐沢委員 時間がありませんので、一つだけお願いをいたし、御注意をいたしておきたいと思うのです。

いま二、三年はいいと思うのですが、電電公社でも電話料金をいざ将来改定したいということもあると思うのです。いま私も党内で報告をしてきたのですが、行政管理庁設置法の改正案で地方ブロックの廃止があります。これは大体八局以上ある局は一局削減しようというところでやっております。電気通信局は何と十一あるわけですね。国鉄は一番多いんですよ、これは三十あるのです。こういうのを手をつけなければだめじゃないかという声があるわけでございます。そういうときに、ほかの政府機関よりも多い週休二日制を実施され、そして行政監察からも指摘されている電報の合理化を積極的に進められないという場合は、なかなか料金の値上げのときもむずかしくなるだろうし、あるいはいざ行政改革の対象ともなるんじゃないかと私は思うのです。

いまお話しのように非常に合理化に努められていることはわかりますけれども、やはり休日とかまたそういう不採算部門の合理化というものは、いまはうまく採算はとれておいても必ず将来問題になると思っておりますので、その点をよく御検討をいただきたい。時間がありませんので、それだけ申し上げまして、質問は終わらせていただきます。

○木野委員長 次に、岩垂壽男君。

○岩垂委員 いま、自由民主党の唐沢理事から、公労法に認められているいわゆる団体交渉権によって確保された労働条件の問題について、自民党から介入をするというふうなことになるから

使関係がうまくいかぬわけでありまして。そうではなしに、生産性あるいは利益を上げるために精いっぱい努力をしている現場の働く労働者の立場というものを、私たちは、労使の間の自由な話し合いあるいは協議ということによって確保していくことを望みたい。これは質問の事項にはなかつたわけですが、最初に私は、春闘の山場を迎えている時期でもございまして、その点をしっかりと申し上げておきたいと思っております。

最初に御質問をいたしますが、郵政省設置法の一部を改正する法律案というのは、経理局を経理部に格下げをして、電気通信政策局の設置を図るというものでございまして、それは、電気通信監督官という大臣官房の任務の格上げであって、官僚統制といましようか、監督権だけが強化をされることになるという懸念があることは御承知のとおりでございます。郵政省は、この懸念は杞憂であると断言できるかどうか、この点を含めて、今回の法改正の背景について御説明を煩わしいと思っております。

○大西國務大臣 お答え申し上げます。

この電気通信監督官の制度が、昭和二十七年電気通信省が廃止をされて、その行政を郵政省が引き継ぎましたことは御承知のとおりでございます。当時は、日本電信電話公社、それから国際電信電話株式会社の監督以外の行政というものは大変少なかったわけでございます。したがって、二人の監督官とこれを補佐する若干の要員があればそれで十分だというふうな状況であり、かつ、そのように考えられたわけでございますけれども、その後の今日に至る社会の進展の中におきまして、電気通信の分野は、御承知のように目覚ましい科学技術の進歩発展、これに支えられて、監督官制度発足当時には予想もなかったほどに著しい量的な拡大と、質的にも複雑化、高度化してまいっておりますわけでございます。それに伴いまして行政需要も増大かつ多様化してきておるわけでございます。

今日、国民の基本的な通信手段の一つとなつて

おります加入電話の積滞がほぼ解消し、また、全国ダイヤル自動化が達成をされまともに、他方ではデータ通信、画像通信、あるいはキャパテンシステムなど新しい通信手段の出現によりまして、多種多様な通信メディアの調和ある発展の促進、あるいはまたわが国の国際化の進展に伴いまして一層活発化してまいりました国際電気通信衛星機構、あるいは国際海事衛星機構などの国際機関におけるいろいろの活動の推進とか通信全般の長期的、総合的な将来ビジョンの検討、そうして電気通信政策の充実、こういったわが国の今後の経済、社会、文化の発展に伴いましてきわめて重要な行政課題が山積をしておる現状でございます。これらに対しまして積極的に対処していくということがいま強く要請をされておるところでございます。

したがって、この際、内外に対しまして電気通信行政の責任と権限を明確化し、かつ、その一層の充実を図りますため、現在大臣官房に特別の職として置かれております、先ほど申し上げました監理官を廃止いたしまして、わが国の行政組織上通例とされる基本的な組織単位でございます局組織へ改組することが必要である、このように考えまして、新たに電気通信政策局を設置しようとするものでございます。

○岩垂委員 いま大臣のおっしゃったことは提案理由の説明の中にもあるのですが、最初のやりとりで申し上げたように、やはり監督権だけが強まってくる、官僚制が強まるという危惧があることは事実だと思ふのです。その辺を意図したものでないかということをお聞きしたいと思ふのです。

○大西国務大臣 この電気通信政策局といったような局を設けたということ、郵政省にとりましては、名称はいろいろ異なっておりますけれども、もうかなり以前からの悲願といえますか、でございます。今日KDD問題等を通じてのいわゆる監督権限の強化とかいったようなことは全然別個の問題として、歴史的な経過から考えま

ても、もちろんそれが主眼ではございませんので、その点はひとつ御理解願いたいと思ひます。

○岩垂委員 経理局を大臣官房経理部に移す、これは、いまの行政改革の方向で、既存機構の合理的再編成によるというふうになつてゐるので、そういうふうになつたのかもしれないけれども、これで対応できるのですか。その点はどうなんですか、官房長。

○小山政府委員 郵政省の事業部門は相当大きいわけでございます。おっしゃいますように、いままで経理局という単位でやっていたわけでございます。今回の改正によりまして経理局を経理部に改組するという案を御提出申し上げておるわけでございますけれども、中の権限事項につきましては基本的には変えてないということでございます。ただ経理局というのを官房の経理部に格下げをしたということでございます。仕事の内容そのものについては格別変えておりません。

なお、しかしながら経理局から官房の経理部というところに移したわけでございますので、そういった共通的な事務というものが省かれますので、若干の減員と、次長格でございます審議官を廃止しておりますが、今後郵政事業運営に当たりまして、経理事務は支障がないものと思つております。

○岩垂委員 私は余り友人じゃないのですけれども、そこでお尋ねをするのですが、今日の電気通信事業の範疇に入るものはどのようなものがあるか。たとえばサービス、技術などを含めてでございますけれども、将来の展望を含めて、さつき大臣から若干御説明がございましたけれども、ぜひこの際御答弁をいただいておきたいと思ひます。

○寺島政府委員 今日電気通信事業の範疇というお話でございますが、御案内のとおり、基本的なサービスでございます電信、特に電話でございますが、電話の分野におきましても非常に大きな技術革新が見られておるわけでございます。伝送手段一つをとりますと、従来の回線に新た

にマイクロ回線あるいは同軸ケーブルを使うといったいろいろな技術の進歩によりまして、大容量のものの伝送が可能になつておるわけでございます。

さらに加へまして、従来のそういった音声によつて一種の伝達を行うという電話に加へまして、たとえば電気通信回線とコンピュータを結合いたしましてデータ処理を行いますデータ通信でありますとか、あるいはファクシミリ通信などのような画像通信あるいは電気通信網のデジタル化、そういう問題に伴います新しいサービスの提供といったふうないろいろのものが現在すでにできておるわけでございますけれども、何分にも非常に技術進歩の激しい分野でございますので、これからさらさらいろいろ、いままでになつたような新しいサービスというものがあるか、可能になるというふうな考えておるわけでございます。いずれにいたしましても、高度化、多様化した国民のニーズにこたえますというふうないろいろなサービスを提供していくことが可能になる、かように考えておる次第でございます。

○岩垂委員 いまいろいろ御説明をいただきましたけれども、電気通信事業というのはどうも電報と電話というふうについて考えやすいけれども、それどころではなくて、もっと新しい分野が大変な変化を遂げているというふうな考えるわけですが、この種の仕事というのは事業としての将来性はどんなふうな展望をいらつしやいますか。これはあなたの方の判断で結構です。

○寺島政府委員 事業としての将来性というお話でございますが、まずいわゆる公衆電気通信を担当しております日本電信電話公社並びに国際公衆電気通信を担当しておりますいわゆるKDD、この二つの事業体におきましては、そういった事業の果たします役割りというものは今後ますますふえてこそ減ることはない、大変に大きな使命と課題を担つておるものと考えておるわけでございます。

と同時に、それ以外のたとえば先ほど申し上げ

ましたデータ通信のように、そういった公衆通信事業者以外の者が行つていろいろなサービスというものもどんどんふえてくるだろうと思つてございまして、これは国民のニーズにこたえるという形で今後ますます大きな発展をしていく可能性を十分に持つておるものである、かように考えておるわけでございます。

○岩垂委員 いま寺島さんから御説明をいただいたのですが、たとえばデータ通信の分野だけとらえてみても、政治や経済、産業、医療、教育等々の分野でコントロール機能、将来的には家庭用ファクシミリやキャパテンやデータテレホンなどの普及が予想されるということをおもひも理解をするわけですが、そうした多様化といふまいし、高度化といふまいし、両方なんです。これは私は国民生活にはかり知れない影響というものをもちたすだろうと思つております。そういう点の認識をどうとらえていらつしやるか。つまり国民生活とどうした電気通信事業の発展というものが非常に深いかかわりを持つてくると思つておるのですが、そういう点についての御認識をこの際尋ねておきたいと思ふのです。

○寺島政府委員 御指摘のとおり、結論的に申し上げますと大変に深いかかわりを現に持つておると思ひます。また、もっと強く持つてくることになるだろうと考えておる次第でございます。いわゆる国民生活の多様化に伴いますいろいろなニーズが新しいそういったサービスの需要を生み、そういったものを要請する。同時にまた、電気通信の分野におきまして技術の進歩というものがそういった新しいサービスの提供を可能にするというこの両面がそれぞれ因となり果となるという形で発展をしていくと考えておるわけでございます。そういう意味で、先生御指摘のとおり大変に重要な役割りを今後とも担つていくものと考えております。

○岩垂委員 私、川崎ですけれども、公害監視だとか環境保全あるいは気象観測、災害の予知、流通の監視、救急医療情報、過疎地域を初めとする

医療充実のための心電図の伝達とかあるいは映像やデータ伝送の実施などの社会福祉的なシステム、これをやはりもっと積極的に進めて国民のニーズにこたえていく。つまり技術の進歩を国民生活の向上にまいりましょうか、そういう社会的な福祉のために役立てていかなければならぬというふうには考えるのですけれども、こういう点での国民生活へのかかわりというのはますます強くなる。これらに対して郵政省はどのような方向を持つておられるか、念のためにお尋ねをしておきたいと思うのです。

○寺島政府委員 御指摘のように、公害でございましてかあるいは医療でございましてか、そういったいわゆる国民生活に非常に関係の多い、そしてまた国民の福祉の増進に大変に有用なものを持つておりますシステムというものが電気通信の分野におきまして今後ますます発展すると思えます。また、国民生活の向上、福祉の増大という観点からいたしまして、重点を置いて取り組まなければならぬ大事な分野である、かように考えておるわけでございます。

○岩垂委員 正直申し上げて、私は電気通信事業がこれほど国民生活のすみずみにまでかかわっているという点に対する理解がきわめて不足していたという点を告白をせざるを得ません。科学の進歩に伴って電気通信事業はますます上がったように高度化しあるいは多様化する、そして発展をしていくということが予測されるとすれば、とりわけこの八〇年代、情報化社会と言われておりますけれども、電気通信事業というのはあらゆる情報通信手段の基盤となるネットワークを持つて、中核的なというか中核的な機能を担う事業だというふうには理解をせざるを得ませんが、政府もそういう認識、そういう見解にお立ちかどう、確かめておきたいと思います。

○寺島政府委員 先生お話しございましたように、今日、電気通信というのは国民の日常生活にとりまして欠くことのできないものとなっておりますことは御指摘のとおりだと思っております。

す。しかもこの電気通信というのは、全国的なネットワークが形成をされておまして、これを通じてサービスが提供されておるわけでございまして、こういったいわゆるハードの面から申しまして、全国的なネットワークというものはほかにないわけでございまして、これをいかに活用して、さらに国民生活の向上に資するかという点では、まさに国民生活あるいは国家全体から見しても基本的なものであるという認識を持つておる次第でございまして。

○岩垂委員 いまやりとりをしたように、これだけ国民生活にとって重要な意味を持つていて、国の経済の発展にとっても不可欠な存在になっている。今後さらにその傾向が強まるということをお考えますと、言うまでもないことなんでしょうけれども、電気通信事業の公共性というのがあります。拡大をする、よもや縮小することはあり得ない、こういうふうにお考えられますけれども、この点は共通の認識として理解してよろしゅうございまして。

○寺島政府委員 電気通信、特に公衆電気通信事業と申しますものが、国民生活に不可欠なものとして現在機能しておるわけでございまして。したがって、今日におきましてまた今後におきまして、その公益性と申しますか、その点は高まりこそすれ少なくなるものではない、かように考えておるわけでございまして。そしてまた、現にその事業を行っております日本電信電話公社あるいはKDDにおきまして、その公共性というものを十分に認識をして業務の執行に当たるべきものである、かように考えておるわけでございまして。

○岩垂委員 私、KDD事件が起こったから申し上げるのではないのですが、いまみたいに電気通信事業の公共性がますます大きくなっていく、そして通信伝達の公正というものが確保されなければいけませんね、国民の生活に非常に身近な問題なんです。また同時に、技術の性格から考えてみまますと、エレクトロニクスというように点から考えまますと、どうも国際通信を含めて全国を単位としての一元的な運用を図っていくことがむし

る重要になっているんじゃないか、そのことが望ましいんじゃないかと私は思うのです。その点については、これはなかなか答えにくいと思うけれども、やはり今日の状況、現実から踏まえて、そういうふうにお考えになっていらっしゃるかどうか、これはできれば大臣に御答弁を煩わせればありがたいと思います。

○大西国務大臣 先生の御意見はまことに貴重な御意見だと思えます。ただ私ども、KDDが民間の株式会社形態で発足をいたしました当時のことを考えますと、これは言うまでもございせんが、国際経済といったものに非常に左右をされるものだと思います。したがって、そういったものに対応していくために非常に機動性のある、そして活力のある経営というものがなされなければならぬ、そういうことが根本にありまして、民間の活力を生かしていくということと発足をいたしましたものと私たちは理解をいたしております。

その状態は現在も変わらないのみならず、ますますその必要性が生じておる、こう思うわけでございまして、そういう意味合いから申しまして、KDDについてはやはり民間の株式会社形態をとっていくということが必要だ、こういうふうにお考えをいただいております。

○岩垂委員 国際経済に左右されるという点はわからぬではございせんけれども、今度のようない事件というふうにはきつかけで申し上げるわけではないのです、それも含めて実は申し上げなければならぬけれども、しかし、それよりもっと、最初に私が申し上げましたように、電気通信機能の公正ということですね。それから、こういう国際情勢の中で日本の電気通信産業のあり方というものが問われている状況を見ると、私はすぐでさういいますけれども、望ましい姿はさき監督官が言われましたけれども、全国的な単一のネットワークです。それから、国がある意味でかかわりを持たなければならぬ課題だと思っております。望ましい姿として、このことについてコメントを願ったわけであります。

して、その点はぜひもう一遍御答弁をいただけたらありがたいと思うのですが、御判断を願いたいと思っております。

○大西国務大臣 先生がおっしゃいますように、もちろん国際電気通信事業というものは非常に公共性の強い事業でございまして、したがって、先ほど申し上げましたことの反面において、そういうことを十分念頭に置きながら、その経営のよろしきを得るような、いろいろな面における監督と申しますか指導と申しますか、そういうことは十分その要請を満たすような方向でやっていかねければならぬ、こう考えております。

○岩垂委員 電気通信事業というのは非常にたくさん関連産業を持つておられますが、ツールとしてやはり健全な発展ということが望まれていると思うわけです。今日の関連産業の現状というのは一体どうなっているか、それは今後どう展望することができるとかということについて御答弁をいただきたいと思います。

○前田説明員 お答え申し上げます。先ほどから先生もおっしゃっておられましたように、電気通信関係は技術の進展が大変早うございまして、そういった意味でも競争というのはかなり厳しい面がございまして、今後非常に発展していく分野でございまして、国際関係の競争という点でも大変激化してまいっていると思えます。

一方、電電公社は、先ほど申しました二大目標の積滞の解消と全国自動即時というのを達成をいたしまして、一応量的に非常に大きな拡張という時期を過ぎた感はございまして。しかし、常に良好な電気通信サービスをやってまいりますのには設備の改良、それから陳腐化あるいは故障の多くなった、古くなった設備の取りかえといった点にまた改良投資というものをかなり必要としてまいります。そういった点から見まして、今後発展していく分野であるだけに競争はかなり激しくなると思いますが、やはり内容はより高度化をいたしますし、それから量的に急成長という場面はないのではないかと考えますが、質的な内容の

向上といったような点で成長が望まれるのではないかとふうに思っております。

○岩垂委員 電気通信事業というのは、素材産業としての鉄鋼あるいは自動車産業とは違った意味ではございますけれども、現に国の基幹的な産業としての地位を占めておられるし、将来的にも、産業構造のあり方から見てわが国の戦略産業、言葉が適当であるかどうかは別として、そういう位置づけを持っているというふうには私は考えるのです。この点について政府はどんなふうにお考えになつていらっしゃるか。

○寺島政府委員 御指摘のように、鉄鋼でございましてかあるいは自動車というものが、それぞれ産業用素材としての重要性あるいは産業社会におきまして幅広い需要を有しておられるというふうなことからわが国の基幹的な産業である、こういうふうな位置づけられておられる点は御指摘のとおりだと思つてございまして。さらに、これから日本におきますあるいは世界的な情報化社会の進展、そしてまた日本の置かれた立場から、日本におきましていわゆる知識集約的な産業の分野におきまして十分な発展を遂げていかなければならぬ、そういう要請もまたあると思つてございまして、そういうことを考え合わせますと、現在国民生活に不可欠な役割りを果たしておりますこの電気通信事業というものが、同様な意味で基幹的な重要性を持つておられるもの、かように認識をいたしております。

○岩垂委員 これは最近の、四月十一日の毎日新聞ですけれども、IBMが衛星通信会社SBS社を通して通信分野に進出をする可能性が高い、そして「とくに同社はSBSの強化のため、世界でもトップレベルとされる日本電信電話公社の通信技術の導入に強い関心を示しており、最近再燃している電電公社資料調達の門戸開放要求も戦略の一環とみる向きもある」という記事がございまして。内容はごらんになったと思つていただけますが、こうしたことが実現するようにいたしますとどういふ事態が起こるか。これは私個人ですから素人

でもわかるように御答弁をいただきたいと思ひます。

○寺島政府委員 御指摘の新聞記事につきまして、私もこれを拝見したわけでございまして。このSBSの問題につきましては若干の経緯がございまして、先生御案内のこととは存じますが、SBSと申しますのはサテライト・ビジネス・サービスと申しておりますが、これは一九七五年にIBMとコムサット・ゼネラルとそれからエトナと申します損害保険会社、この三社がそれぞれの子会社を通じて設立をいたしました会社でございまして、これはアメリカ国内の通信を衛星を使って行うということをやりたいと思つておられるものでございます。

このSBSがアメリカ国内におきます衛星通信業務を始めることにつきまして、FCCが一九七七年にこの提供を条件つきで認可したわけでございまして。

しかしながら、これに對しましてATTその他等から、一九七七年三月にこの認可に對しまして連邦高等裁判所に提訴がございまして。そこで、裁判所におきまして審理の結果、七八年八月に至りまして裁判所はFCCの認可というものを取り消しして、今後の措置のためにこの措置をFCCにもう一遍差し戻しをしたわけでございまして。それに対して、さらにFCCの方ではこの裁判所の決定を不服といたしまして、いわゆる再審の請求を七八年十月に行いました。これを受けて、七九年の五月に裁判所におきまして再審理を決定をした、こういうことは承知しておられるわけでございます。

その結果、今度はFCCの認可を適法であるという決定を下したかのように新聞報道されておられるわけでございますが、この点につきまして、実は私もまだ公式に確認はいたしておりません。したがって、そういう結果になったかどうかをここで正確な形で申し上げかねるわけでございまして、もしもそういうことであるとした場合には、近いうちにこのSBSがアメリカ国内

におきます衛星を使います通信業務を始めることに相ならうかと思つてございまして。

これはアメリカ国内通信でございまして、直ちにそれが日本に何らかの影響を持つ、特にたまたま日米経済摩擦の問題が一つの問題としてあるわけでございますけれども、これに影響を持つとは現在のところ考へておられないわけでございまして。

○岩垂委員 ついでに、去年の六月の牛場東京ラウンド担当政府代表とストラスブール通商交渉特別代表との間で、電電資料調達について一九八〇年末までに解決するという合意を見ていることは御存じのとおりです。大平総理大臣が訪米に当たつて、この問題を避けて通ることができないのではないだろうかというところも言われております。

たとえば日本経済新聞ですが、「電電の護歩案が焦点 日米経済調整大詰め」こういうふうな報道をしておりまして、これは郵政省と関係なしにやられるわけはないのですけれども、郵政省としてはこれらの対応をどのようになさろうと思つていらっしゃるか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○寺島政府委員 東京ラウンドの問題につきましては、先生御案内のとおり、いわゆる国際的な自由貿易の拡大ということをやりたいと思つて、東京ラウンドが行われておられるわけでございまして、それに関連をいたしまして、政府の調達をもそのコードの対象にするということで、一昨年来論議の対象となつてきたわけでございまして。いろいろな過程を経まして、ただいま先生からお話がございまして、昨年六月二日に牛場代表とストラスブール代表の間で共同発表という形になりまして、そこでは日米間の問題を日米間、さらにはEC等他の主要諸国も含めて相互主義を原則としてこの解決を図る、そしてこのコード自体が来年の一月に発効いたしますので、それまでの間、すなわち本年じゅうには解決を図らうではないかというところで一応の整理を見たわけでございまして。

それを受けまして、昨年の七月以来今日まで、日米間におきまして事務レベルで四回の外交折衝を重ねてきたわけでございまして。この折衝には郵政省からあるいは電電公社からもこれに参画をいたしまして、主としてこの四回の事務レベルの折衝におきましては、この相互主義の原則を実現するために日米それぞれの市場の実態が一体どうなつておるのか、たとえば日本におきますれば、電電公社の資料調達の実態はどうであるか、そしてまた、アメリカにおきましては、アメリカは先生御案内のとおり、電話事業は民営でございまして、たぐさんの電話会社があるわけでございまして、その中でも最大のものがATTでございまして、けれども、このATTの調達実態はどうなつておるのかというそれぞれの双方の事情につきまして、お互いに正確な認識を持つてはならないかというところで四回にわたり折衝を重ねてきたわけでございまして。

大体、今日の時点におきまして、お互いの実態というものを解明し得た、かように考えておられるわけでございまして、この実態の認識の上に立ちまして、今後合理的な、共同発表の趣旨に沿つた妥協な解決に至るようには私も努力をしてみたいと思つております。

郵政省といたしましては、先ほど来お話がございましたように、公衆電気通信業務という大変大事な仕事に、このことによつて悪い意味の影響が出るというところでは相ならぬわけでございまして、良質のサービスを提供していくことができれば、また、それをしなければならぬということに基づき、本に踏まえまして、納得のできる合理的な解決に向かつて、今後とも外務省を初め関係方面と密接な連絡をとりながら対応をしてみたい、かように考えておられるわけでございまして。

○岩垂委員 蛇足ですが、大平訪米の中でポイントとさせない、事務レベルでの詰め、これからも求めていく、そういう努力が積み重ねられていくと理解をしていいわけですか。つまりアメリカが目に見える形で開放のことを指

す。その中に電気通信部会というのも設けておるわけでございます。この郵政審議会にそのときどきの当面する諸問題につきましましては諮りをしておることもございますし、また、そのときどきの重要な問題につきましては、学識経験者あるいは民間の方々を構成員といたしまして調査会あるいは研究会というものを設けまして、そういった御意見を行政に反映させるように努めてきたわけでございますけれども、今後におきましてもより積極的にそういった各界、各層の御意見をお聞きして反映をさしていきたい、かように願っております。

○岩垂委員 いまずっとやりとりをやつてきましたよね。そのときどきの課題で、別に私はその日暮らしと申し上げるつもりはないが、そういう形で十分だと思いませんか。

○寺島政府委員 御指摘のように、電気通信行政の役割りというものが、ますます大事になってまいりますので、政策の立案に当たりましては、広々いろいろな方の御意見を聞きながら十分な検討をしてまいらなければならぬというふうに考えておるわけでございますが、そのために、たとえばそういった広い御意見を聞くような場というもの、現在のほかにもさらに考える必要があるのかどうかという点も、確かに大事な御指摘かと思うわけでございまして、そういう点も今後われわれが、特に法案の御承認をいただきまして電気通信政策局ということに相なりますならば、より重要なことになってくると思っております。そういうことも十分積極的に検討してまいりたいと考えております。

○岩垂委員 電気通信政策局ができてそこで議論もございまいしけれども、問題意識として、やはりいまこの膨大な、しかも日進月歩の技術進歩、国際関係、国民生活のニーズ、あらゆる面から考えて、総合的な、しかもその速やかな政策の立案というものが迫られている、こういう認識は共通ですね。

○寺島政府委員 御指摘のように私も認識を

いたしております。

○岩垂委員 電電公社おられますか。いまの点について。

○西井説明員 お答え申し上げます。

公社は国民のための電信電話事業を運営しております関係で、利用委員会でございますとか、あるいは各種のユーザーの団体でございますとか、各家庭の奥さまモニターでございますとか、そういう団体を通じていろいろの御意見を承りまして、そしてそれを公社事業に反映をいたしておりますところでございます。また、個々の問題につきまして、監督官庁でございます郵政省と御相談を申し上げますような問題が出てまいりましたときには、その問題ごとに郵政省とその都度御相談なり御意見を承りまして御指導を賜って、この電信電話事業というものを運営してまいつてきておるところでございます。

ただいま先生のおっしゃいましたとおり、電気通信事業というのはこれから非常に多彩に、かつ各方面に発展をしていくものでございまして、公社としましては、今後ともなお一層郵政省と緊密に連絡をとらしていただきましますとともに、関係の国民の皆様方の声もお一層十分取り入れまして、公社の事業の運営に当たってまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○岩垂委員 いまの認識をまず共有した上で、電気通信行政の仕組みについてちょっとお尋ねをしておきたいと思うのです。

電気通信監督官の機能あるいは責任、そしてKDDや電電公社に対する指導監督の現状というのは、先ほど唐沢委員とのやりとりもございましたけれども、どうなっているのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思うのです。

○寺島政府委員 現在の郵政省におきます電気通信行政というものは、電波及び放送の規律に關しますものを除きまして、二人の電気通信監督官がこれを所掌しておるわけでございます。さらにその補佐をする電気通信参事官あるいは副参事官等の要員が配置をされておるわけでございます。

現在公社、KDDの監督のほかにも、たとえば有線電気通信の規律、監督でありますとか、あるいは国際電気通信の管理に關します国際的な取り決め、あるいは国際電気通信連合その他の機関との連絡等に關します事務等をいろいろ行つておるわけでございます。

公社、KDDに対します現在の監督と申しますのはすべて法律に基づいて行われておるわけでございます。公社法あるいはKDD法あるいは公衆電気通信法等に基づきまして監督を行つておるのが現状でございます。

○岩垂委員 今回のKDD事件の経験に照らして、電気通信行政の最大の課題をどのようにお考えになつていらっしゃるか。

○寺島政府委員 指導監督の現在最大の課題あるいは隘路として何を考へておるのか、こういうお尋ねでございますが、私はそれは二点あるかと思つておるわけでございます。

一つは、先ほど申上げしておりますように非常に著しい技術革新と、それから通信に對します必要の高度化あるいは多様化、そういった情勢に對應いたしまして、単に電電公社、国際電電の監督にとどまらず、新しい通信手段の出現、あるいは国際化の進展に伴い発生いたしました諸問題の解決、あるいは各種の通信メディアの調和のある発展を促進するといったような、通信全般の総合的な将来ビジョンの検討など、いろいろたくさん課題を抱えておるわけでございますが、こういったものに積極的に對処をしていくことが必要であらう、こういうふうにお考へておるわけでございます。

いま一点は、電電公社、国際電電というものの適切な監督ということにあるかと思つてございまして、これは先ほど申し上げましたように、それぞれ法律に基づきまして行つておるわけでございます。

なお、KDDにつきましましては、先生御案内のとおり、今回のことにかんがみまして、KDD法の一部改正案を現在国会に御提案申し上げておると

ところでございますが、御承認をいただきますならば、その新しい法律の趣旨に沿つて監督いたすわけでございますが、いずれにいたしましても、公社にいたしましてもKDDにいたしましても、大変大事な国際通信業務、電気通信業務というものを独占的に行つておる事業体でございますので、これらの事業体の活動が国民の要望にこたえるような経営をやる、そしてまた合理的な節度の経営がなされなければならないという点があり電電公社、KDDに對します監督の一つの大きなポイントではなからうか、私かように認識しておる次第でございます。

○岩垂委員 大臣、今回のKDD事件の発生の原因というものを郵政省は郵政省なりにとらえていらっしゃると思ふのです。省内でそういう思ふらしい事件の調査をなさつた、しかし、その調査がきわめて真実とはかけ離れたところにあるというのがその後の事件の進展によって明らかになっていると思ふのですが、この原因というのをどういふふうに受けとめておられるか、この際、率直な見解を承つておきたいと思ふのです。

○大西国務大臣 御指摘のように、KDDを監督する立場にあつた者が取捨容疑で逮捕、起訴される、こういった事態を招きましたことにつきましては、心から国民の皆さんにおわびを申し上げるわけでございます。私もどなたも申し上げては、このような事態を生じましたことを真剣に受けとめまして、KDDに對する国の監督のあり方、そういうものにつきまして反省を加えるべきものと考えまして、従来の国の監督につきまして法制面から見直しを行ひまして、先ほど監督官から申し上げましたように、KDD法の改正案を提出して御審議をお願いいたしておりますところでありますが、この原因にはいろいろあらうと思ひます。

KDDの経営姿勢と申しますが、そういう点にまことに遺憾な点があつたということは否めないことであると思ひます。同時に、そのことによつて、監督の立場にある郵政省内に先ほど申し上げましたような事態が発生をしたということはまこ

とに申しわけないことでありますが、これを反省して見ますと、やはり制度の面におきまして十分な監督の目的の届くような方法を講ずることが必要であらうということで、監督の範囲を拡大いたしますとともに、KDDの会計を会計検査院の検査対象にすべきである、こういうことでKDD法の改正をお願いしておるところでございます。そういうことでございます。

○岩垂委員 いま大臣もおっしゃったように、KDDの汚職が取組という形で郵政省幹部に及んだ。私は、やはり指導監督を行ってきた郵政省自体の責任というものを問わざるを得ないのであります。大臣はなるほど就任をなさって間もなくでございませうけれども、郵政省自身が持っている責任というものを免れることはできないと私は思う。先ほどやりとりの中で、事務次官なり、あるいは郵務局長の辞任というのはそれらとの直接的なかわりはないとおっしゃいました。やめるといふことだけが責任なのかどうかは別としても、とるべき責任というものは免れない。そのことだけは私は強調せざるを得ないのであります。

そこでお尋ねをしておきたいのですが、郵政省自体の責任をどのように受けとめておられるか、これはぜひ御答弁をいただきたいと思ひます。

○大西国務大臣 御指摘のように、郵政省内部におきまして、監督の立場にある者がきわめて遺憾な事態を引き起こしている、このことは何とも国民の皆さんに申しわけのないことでございます。心からおわびを申し上げる次第でございますが、そういうことでございますので、郵政省におきまして、公務員としての原点に立ち返って、そして綱紀の肅正を図り、今後再びこういう事件の発生をしないようにすることが最も重要な責務ではないかと思っております。

そういう点にかんがみまして、せんだって、私といたしましては、綱紀肅正に関する訓示をいたしました、公務員としての原点に立ち返ってもらふようにということを強く求めたわけであります。しかしながら、そのことのために、郵政省内

部におきまして、事柄の重大さを反省する余り萎縮をして、そして空気が停滞をして、積極的に国民の御期待にこたえるべき重大な業務の推進について遺憾なことが生じてはいけません。これも一つの大きな私どものとしての責務でありますから、本来の業務にいそしんでやらなければならぬ。

そういうことで、それをするにはどうしたらいいかということを実は考えておたわけでございませうけれども、折から予算の審議時期でございまして、それを具体的にどうすればいいかということについて、私も頭の中で十分な詰めが行い得なかつたわけであります。その間に、そういった停滞した空気を一掃して、人心を刷新するためには、どうしても人事の刷新を図るべきではないだろうかという考えが浮かんできたわけであります。漠然とした考えでありましたけれども、それを当時の次官に伝えましたところ、次官の方におきまして、人心を刷新するためには、この際、予算が終わればその時期に私は退任をしてもいいといった考えが漏らされたわけでございまして、次官と私の考えが一致したわけであります。

そこで私として決断をいたしましたので、次官に退任をしてもらうことを求めたわけでございませう。

その時期は予算が一方において終わりますと同時に、いろいろわが省が抱えております、国会に対して御審議を願わなければならぬ法案が本格化するちやうど節目に当たるわけでございませうので、この時期を逸してはいけません。この時期こそその時期だ、こういうふうな考えまして、先般の人事異動を行ったわけでございませう。そういうこととでも、十分に自戒をしてもらう一方におきまして、積極的に本来の業務にいそしんでいただきたいうふうに向いてくれることを心から願っております。

○岩垂委員 江上郵務局長は、同期の人が次官になればということでも自動的におやめになったといふことですが、江上前郵務局長は、大臣に対して、

事件にかかわる責任という問題点については一切触れなかつたわけですか。

○大西国務大臣 江上前郵務局長は、衆参両院の委員会におきましても、自分として過度の接待を受けたことはないとはい、また、その他がめられることはないといふことを明言しておりました。私自身に對しましてそういうことはいないといふことを申し上げておりました。でございませうから、江上氏が過度の接待を受けた、その他指弾をされる行為があるとは私としては考えられないわけでございませう。

したがいまして、今回の江上氏の進退は、いま先生も御指摘のように、先ほど別の委員にお答え申し上げましたように、他の人が次官になりましたので、官界の不文律と申しますか、それに従ひまして、同期に入省した人でありませうからこの際勇退をしてもらう、こういうことにしたわけでございませう。

○岩垂委員 それでは、大臣の方から辞職を求めたといふことですか、それとも本人から辞任を申し出た、どっちなんですか。いまの御答弁によると、大臣の方から求めたといふふうにおっしゃっていらつしやいますか。

○大西国務大臣 これは先ほど申し上げましたように、官界の不文律でもあります。そこで江上氏の方としても、私よりも官界の長い人でありませうから、そのことは十分——私は政治家として郵政省を担当することになったわけでございませうけれども、そういう不文律の存在は十分承知をしておたことだと思ひます。したがいまして、江上氏の方からも私に進退を任してよろしいといふ話もございませう。したがって、私としてはそういうことも参考にしたが、最終的に決断をしてやめてもらふのは私でございませうから、私がやめてもらつた、こういうことでございませう。

○岩垂委員 KDD事件はまだ解決したわけではございませうけれども、この事件の教訓は、先ほどからいろいろ郵政省の見解なども承りましたが、板野前社長をトップとするいわゆる社長室の

グループと言つていいのかどうかわかりませんが、それが企業を私物化していた、そこに最大の問題点がある、私はこう思ひます。その後の捜査の状況などを見てもそんな感じが非常に強いたします。なぜ私物化したのか、そこを私は問題にしなければならぬと思ひます。それは経営に對する国民の日常的な監視といひましようか、そういう場がなかつたからこういう事件が起こつたのではないだろうか。

私は、事件のその後の経過の中で、たとえば円高差益の還元に対するやりとりなどをじつと読ましていただいてみると、ますますそんな感じがする。情報通信産業というものが、先ほどからやりとりをしたような重要な役割を持っている。だとすればするほど、国民の納得と理解の上にその社会的な責任を全うしなければならぬ、こういうふうな思ひます。そのためにどうしても国民に開かれた運営形態を確立することが、災いを転じて福となすチャンスではないだろうか、こういうふうな思ひますが、大臣の御認識をこの際正確に承つておきたいと思ひます。

○大西国務大臣 KDDは、先ほど来申し上げておりますように、民間の株式会社形態をとっておりますが、やっております仕事は独占的な国際電気通信事業という非常に公益性の高い事業を扱っておりますわけでございませう。したがいまして、株式会社にした理由は先ほど申し上げましたようなことでございませうけれども、その反面においてこれはやはり国民の会社である、こういう考えに立たなければならぬものだと思ひます。したがって、KDDの方におきましても何かそういうことを集めるといひますか、そういう機構について考えておるようございませう。ですから、KDD自身がそういう方向に進まれることはまことに結構なことだと思ひます。

○岩垂委員 KDDが国民参加の道を検討している、それは結構なことだ、これは一点確かめておきます。その次に、電気通信事業全体としても私はこう

いう問題点をやはり指摘をせざるを得ないのであります。まして、KDDを監督すべき電気通信監理官の汚職事件というのは、ミイラ取りがミイラになったということわざじやございませぬけれども、官廳的な監督権を強化するだけでは問題解決には至らないということを雄弁に物語っているように思われてならないのであります。まして、服部前郵政大臣の疑惑が毎日毎日新聞をにぎわしています。

これは、一面で何か規制をすれば、その規制の枠の中でうまくやるために癒着みたいな問題が起こつたり、政治的な介入の道を残したりということになるのではないだろうかということも含めて、私は、公社経営あるいは民間であってもKDDの、ある程度経営の自主性とあわせて民主化ということはどうしても避けては通ることができない、そういう立場で電気通信事業全体を含めて経営の自主性と民主化という問題も必要だと思ひますけれども、大臣はどのように認識しておられるか、御答弁を願ひたいと思ひます。

○大西國務大臣 今般政策局の設置をお願いいたしておりますのは、先ほど監理官からも話がございますけれども、これからの情報化社会の進展に伴ひまして、これに行政の面におきましても対応のできる体制を整えておくということが必要だという点から出発をしているわけでございします。同時に、その運営につきまして万全を期するという意味で、いま先生のおっしゃいましたことはまことに貴重な御意見だと思ひます。私どももいたしまして、その御意見を十分に検討してまいりたいと思ひます。

○岩垂委員 いままで長いやりとりをいたしてまいりました。私は、この際、電気通信事業のあり方を検討するために、郵政大臣の諮問機関を速やかに設置して、国民の負託にこたえる体制をつくる必要ではないか。そしてその諮問機関には利用者や労働組合の代表の参加を保証する適正な構成とすることを提案をしたいと思ひるのであります。これは、電気通信政策局ができて、そこで

検討するといふいわば内輪の議論といふものもさることながら、やはりこの事件をきっかけにし、さらに先ほどからやりとりをいたしてまいりました電気通信事業の、国内外の、そして国民生活とのかかわりを含めた重要性という観点から考えて避けるべきでない、そういう提案をいたしたいと思ひますが、それに対する大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。

○大西國務大臣 御提案につきましては前向きに検討し、その実現に努力をいたしたいと存じます。

○岩垂委員 大臣、私はどうも前向きというのが気になる、ときどき国会のやりとりでは前向きといふのは何もやらないことを言う言葉だといふことを先輩から教わつたことがございしますが、そのうちにはいろいろなことで悩んでいらした、そして同時に、大臣として郵政省のあり方というものに悩んでいらしたといふおのれの総括として、この際ぜひ歯切れのいい答弁を私は聞きたいのです。

○大西國務大臣 御提案の趣旨に沿ひまして、郵政大臣のもとに早急に適正な構成による何らかの形の諮問機関を設けまして、そこにおいてその問題を検討してまいりたいと思ひます。

○岩垂委員 私は、大臣の積極的な御答弁に感謝をしまして、この諮問機関では最低限——これは私の提案です。たとえば電気通信事業の公的かつ一元的な運営の確保をめぐつて議論を願うこと。二つ目は、経営の民主化のために電気通信事業への国民的監視と関与を保証する道を確立すること。三番目は、経営の自主性といふものを確立すること。それから四番目は、不正を排除して健全な経営基盤を確立すること。これは言うまでもないことです。五番目は、公正な料金制度といふものの確立、国民の電話料金に持つてくるさまざまな問題意識といふものにこたえていく、このことを検討して、そして速やかな成案を得るように要請をいたしたいと思ひます。

討論の中身にまで私は触れませんが、最低限これらのことが議論されなければ、いままで一時間

有余にわたつてやりとりをしてきた事柄も、答弁だけで終わつてしまつたということになりますので、その点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○大西國務大臣 ただいま、先生の御意見は貴重な御意見として拝聴いたしました。そのことを踏まえて、いまの諮問機関の中で検討してもらいたいと思ひます。

○岩垂委員 関連をいたしまして、一九七八年の通常国会で、特定機械情報産業振興臨時措置法というものが採択をされたわけですが、その際に附帯決議がございします。その二項で

情報産業が経済社会に及ぼす影響の重大性及びこれをとりまく客観情勢の厳しさを認識し、国全体としての大局的観点から、情報産業のあり方及びその発展方向について、広範な各界の意見を聴いて検討する場を設け、速やかにこれに関する基本政策を策定するよう努めること。

なお、基本政策の立案に際しては、情報の民主的かつ平和的利用、国民に対する公開及び基本的人権の保障の諸点に留意すること。

ということが決議されていることは御承知のとおりだと思ひます。

この決議の意味は、いろいろな受け取り方がございまいしょうけれども、現在の状況を見たときに、郵政省の中だけで議論をするのではなく、各省庁を超えたナショナルなレベルで政策の確立を急いでいくということが必要ではないかといふふうに私は思ひます。その意味で、この附帯決議の実現の方向と、先ほどの、諮問委員会との関連が多少すつきりしませんけれども、それらを含めて、これは決議ですから、各界の意見を聞くためのプロジェクトを内閣に求めるというふうなことを郵政省としてやはりお考えになる時期ではないか

だらうかといふふうに思ひます。附帯決議がもう二年前のことでございしますから、それを生かす道筋をどのようにお考えになつていらつしやるか、これは認識と大臣の率直な見解で結構ですが、承つておきたいと思ひます。

○寺島政府委員 ただいま御指摘ございました機情法に關します附帯決議、機情法は御案内のとおり通商産業省所管の法律でございしますが、先生ただいま御指摘ございましたのは、郵政省が所管をしております電気通信事業に關します政策の立案に当たつても、ナショナルな立場と申しますか、現在、国家の行政といふものはそれぞれの省でそれぞれの権限に基づいて分担をして行つておるわけにございしますけれども、それぞれの各省庁間におきまして、問題に應じ、常にナショナルな立場といふものを頭に置いて、十分に連絡をとりながら展開をしていかなければならない、こういう御趣旨だと思ひます。それで、そういう趣旨で私どももいままでも進めてきたつもりでございしますけれども、なお一層そういった総合的な観点といふものを踏まえて取り組んでまいりたいと思ひます。

○岩垂委員 私の申し上げたのは、各省の中で横で連絡をとり合つてという点もございまいしょうけれども、やはり国民各界の意見といふものを求めていくようなプロジェクトとしての役割を求めたいわけなんです。私は、この附帯決議の精神といふのはまさにそのことを示してはいないだらうか、こういうふうには理解をします。これはもう一遍御答弁をいただきたいと思ひます。これは国会の決議ですからね。はっきり答えてください。

○寺島政府委員 私ども、電気通信行政の現在担つております役割、責任の重大さといふものを十分認識をいたしまして、これに關します基本政策の樹立に当たりました。先ほど大臣からもお答えございましたように、広く各界の意見を聞く場なども設けまして、積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。

○岩垂委員 私は、意見だけ申し上げておきます。いま、大臣の諮問機関をつくつた上で国全体、つまりナショナルなレベルでそういうものをつくつていくという方向であれば、それはそれで決議の趣旨も生きるわけにございまいしょうけれども、そうで

なくて、各省庁でやっていることです。結構でございいますというのでは、これは国会の決議を生かす道ではありませぬので、その点は念を入れて私はお尋ねをしておきたいと思うのです。しかし、それはいますぐ答えると言つても答えられないでしょう。大臣、そういうことなんです。つまり郵政省内部で大臣の諮問機関としてつくっていくものを、やはりナショナルなレベル、全体に広げていく、内閣全体の問題にしていく、あるいは国会も含めてそのことを議論を合せていく、そういう役割にひとつずつ議論の内容を方向づけていっていただきたい、このように思います。大臣、いかがですか。いまお読みになったから、大体わかるでしょう。

○大西国務大臣 これは私の権限を越すことにもなるかも知れません。でございいますから、郵政省は郵政省としての電気通信行政の中における分野がおのずからございいますから、その面において、先ほど申し上げましたことはここで約束をいたしたいと思ひます。

○岩垂委員 まあ、それ以上言つてもなんですけれども、やはり郵政省として国全体の、つまり内閣全体、あるいは政府全体というところへ広げていかないと、やはりなわ張り争いがあつてみたり、縦割り行政があつてみたりということになるわけですから、その点は御配慮願ひたいということだけ申し上げておきます。

電電公社に伺ひますけれども、中央、地方に利用者委員会というものが設置されましたね。これの評価はどんなふうになつてゐるのか。やはり県レベルまでそれをつくつて、住民あるいは地域社会と融和するということが必要だと思ひます。すけれども、その点についてどのような御見解を持っておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○西井説明員 利用者委員会につきましては、ただいま先生からお話のございましたとおり、五十二年から現在に至りまですでに地方と中央に利用者委員会が設けられまして、それぞれ非常に活発に活動をしていただいておりますのでございま

す。そしてそこに利用者の皆様方の各層の代表の方に出ていただきまして、公社の業務に関する御要望を承る場として非常に重要な意義を持つていてと考えているところでございまして、今後ともその内容あるいは運用等についてなお一層充実に努めていきたい、このように考えているところでございいます。

○岩垂委員 具体的に伺つてゐるのは、県レベルまでつくつていくということを私提案しているのですが。

○玉野説明員 ただいま西井局長から説明いたしましたように、利用者委員会は中央利用者委員会と通信局単位の地方利用者委員会がございまして、先生御指摘の県単位につきましては、実は各局ごとに奥さまモニターというのを設置いたしております。これは年二回募集いたしてはば一万人を超えております。これも毎年募集いたしまして、ほぼ全国で千八百名から千九百名ぐらいになります。やはり話が地域に限定されてまいりますが、ある程度数をふやしてやる必要があるという点もございまして、現在奥さまモニターで対処いたしておるわけでございます。したがしまして、その辺も見きわめた上で検討させていただきますと存じております。

○岩垂委員 電話を利用する人は奥さんだけじゃないから、奥さまモニターだけで利用者をすべて代表するわけにはまいりません。皆さん方の経営自身がわりと地域的な、住民の気持ちというものを交流の場を通して理解を合せていくということとは、経営の上でも重要ではないかと私は思ひますので、やはり県単位につくつていくということを検討いただきたいと思います。

○玉野説明員 先ほど申し上げましたように、通信局単位といひましてもやはり地方の意見はどんどん出ておりますので、それで実現いたしてまいつておりますので、奥さまモニターといへども住宅だけじゃございませんで、奥様ですから奥様の意見だけじゃ言わないというわけじゃございま

せんで、どんなさんが事業所に勤めてゐる方もいろいろございいます。かなり多方面の意見も出ておりますので、その辺もよく検討した上で研究させていただきますと思ひます。

○岩垂委員 これはさわりなんで、研究じゃなく、県レベルにつくるために検討していく、こういうふうな考えていいですね。

○玉野説明員 その辺は、利用者の方の御意見も大事でございいますので、その辺も承りながら対処してまいりたいと思つております。

○岩垂委員 利用者という問題を挙げました条件、たまたま春闘の時期でございいますけれども、これも重要な、それも電気通信事業の今後の発展を保証する手だてだと思ひます。その意味では、国際的な事業だという先ほどのやりとりがございまして、国際水準を含めて、そこに働いてゐる労働者の労働条件を確保することが必要ではないか。現在のようにならぬ、あるいは政治的に統制を加えていくというやり方では、電気通信事業の将来にとって憂うべき状態を招くおそれなしとしないという点で、この問題について郵政省はどのようにお考えになつていらっしゃるか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○寺島政府委員 電電公社職員の労働条件につきましては、御案内のとおり、労使間の団体交渉事項として扱われる問題が多いわけではございいます。そういった公労法によりまして団体交渉事項として扱われております問題につきましては、郵政省といたしましては、法令あるいは予算などの範囲内におきまして公社当局が自主的にこれに対処すべきものと、このように理解をしておる次第でございいます。しかしながら、同時にまた、電電公社は全額政府出資でございまして、公共性のきわめて高い業務を独占的に執行する事業体でもございいますので、そういう点にかんがみまして、国民の納得を得られるような客観的妥当性のある対処というものが当然に期待されるものと、かように考えておるわけではございいます。

○岩垂委員 大臣に念のために伺うのでございいます。さまざまな労働条件というものは、労使のよき慣習、話し合い、そういうことの中で打ち立てられてきたものがあるんですね。そういうものは、ぜひ私は尊重してやつていただきたいというふうに思ひますが、言うまでもないことなんです。大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○大西国務大臣 電電公社の職員の労働条件などは、労使間の団体交渉事項として扱われる、そういう問題につきましては、私としても法令や予算の範囲内におきまして公社当局が自主的に対処すべきものと理解をいたしております。同時にまた、電電公社は全額政府出資でございまして、公共性の高い業務を独占的に執行する事業体である、こういう点にかんがみまして、やはり国民の納得の得られるような客観的に妥当性を持った対処の仕方が期待される、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

○岩垂委員 精いっぱい働いてそれなりの利益を上げる、そしてその利益を上げた部分というものはある程度御苦労願つた人たちに還元をしていくということも世の中のならわしでございまして、これは決して社会の不自然な出来事ではございませんで、公社職員がそういう点で励みを持ってやれるように御配慮願ひたい、このように思ひます。ちよつと選挙区のことと触れて申しわけないのですが、川崎市に日本住宅公団の虹ヶ丘団地というのがございいます。これは千九百七十八世帯、六千七百七十七人の人たちが住んでゐるのですが、実はここに郵便局がなく、ずいぶん私ももつてつてくれつてくれと怒られてゐるのです。関東郵政局に去年からお願ひしている経過があるのですが、開設の期日、規模、ちよつとはつきり答えていただけませんか。

○守住政府委員 お答え申し上げます。御指摘の地域は、川崎市の虹ヶ丘、それから横浜市緑区のすき野ともみの木台、連綿しておるところの住宅公団の大規模団地だと承知いたしておりますが、この中心的な位置に御指摘のよう

郵便局がございせんので、この中心的な位置に開局をしようということで現在準備を進めております。その規模は、住宅公団の建設による局舎でございすけれども、局舎面積として約百平方メートルでございす。それからなお、十二月ごろには開局できるといふことで、それを目途に準備を進めておる次第でございす。

○岩垂委員 最後になりましたが、KDD事件に関連をいたしまして警察庁の漆間捜査第二課長にお越しをいただいておりますから、お尋ねをいたしたいと思ひます。

板野前社長の逮捕の経過、そしてその後の取り調べの状況などについて、御答弁願へる範囲で御答弁をいただきたいと思います。

○漆間説明員 板野社長の逮捕に至るまでの捜査の経過ということでございすが、大変にいろいろ曲折を経ておりますので、初めから申し上げるものなにかと思ひますけれども、御承知のように昨年十二月四日に警視庁でKDD本社等を捜索をいたしまして以来、このKDD事件の捜査が始まつております。

その後の主な節目だけを拾つて申し上げますが、今年の二月二十四日に佐藤前社長室長を逮捕いたしております。引き続きまして三月十八日に元郵政省幹部等二名を含む贈賄事件で検挙いたしておりますが、それに引き続きまして、これは一連の捜査の過程におきまして収集されました証拠の検討、関係者の証言等を踏まえまして、去る四月五日にKDD元社長板野氏を業務上横領の容疑で逮捕いたしました。現在勾留中でございまして、いま逮捕事実の固めに鋭意努力いたして、そういう段階でございす。

○岩垂委員 業務上横領といふことにとどまるのかどうか。これは調べている最中ですからなかなか言いにくいことだと思ひますけれども、業務上横領といふことだけに私ども受けとめてよろしいかどうか。

○漆間説明員 御承知のように、いわゆるKDD疑惑と言われるものにつきましては、さまざまな内容があるというように私も理解いたしております。したがしまして、板野社長の取り調べ等に当たりましては、そういうことも踏まえて警視庁は捜査に当たつていと思ひますけれども、何分にも逮捕いたしました第一回の勾留の段階でございすので、現在はその逮捕事実の固めに精いっぱいといふことであらうかと存じます。

○岩垂委員 佐藤陽一前社長室長については業務上横領で起訴済みでございすけれども、これは追起訴といふものは考えられますか。

○漆間説明員 正確に申し上げますと、業務上横領だけでなく、第一回目の業務上横領と次の贈賄と、この二つの容疑で現在起訴になつております。これ以外に追起訴の容疑があるかどうかといふのは今後の捜査によるわけでありまして、現時点では申し上げられせん。

○岩垂委員 郵政省の幹部二人の関係について、松井、日高両人でもございすけれども、先ほどの板野前社長の逮捕の経過と関連をいたしまして御説明をいただきたいと思います。

○漆間説明員 郵政省の元幹部等二人の方を収賄容疑で逮捕いたしましたけれども、それには板野社長は直接かかわつておりません。

○岩垂委員 江上郵務局長の辞任と捜査との関連について伺ひますが、すでに江上氏から事情を聞いてゐるかどうか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○漆間説明員 事情聴取いたしております。○岩垂委員 毎日の新聞や週刊誌に服部前郵政大臣の疑惑が報道されていすが、すでに事情聴取は行われてゐるかどうか。

○漆間説明員 これもいまだ事情聴取には至つておりません。○岩垂委員 これだけ国民に疑惑が広まつてゐるという状況でございす。今後事情聴取り真実の解明のための対応があるべきだといふふうに思ひますが、この点の判断はどのように考へておられますか。

声というのは、警視庁は重々承知した上で捜査に当たつていと思ひます。しかし、今後どのようなことになるかといふことはまさに捜査の進展状況によるわけとございすので、現時点で申し上げることは差し控へたいと存じます。

○岩垂委員 料亭における会談や、あるいはこれはきのうの朝日新聞に出ていすが、豪華な美術品といふふうなことの記事が載つております。これについてやりとりが記事になつてゐるわけですが、これらもこれからの捜査の対象として考えられるといふふうにとめてよろしうございすか。

○漆間説明員 KDD事件あるいはKDD疑惑に關しましては、実はさまざまな新聞記事が紙上ににぎわつてゐるわけでありすが、私ども捜査に携わつてゐる者の立場から言ひますと、その中には必ずしも私どもが捜査で確認してゐる事実と一致しないものもあるわけでありまして、その報道されてゐる事実がすべて警視庁が捜査してゐる対象であるかといふことは、実は申し上げにくいわけでありすが、その中には一部捜査対象にしてゐるものもある、そうでないものもあるといふようにしかお答えのしようがないのであります。

ただいま例の挙がりましたような問題につきましては、具体的な事柄ですから、ひとつ答弁を差し控へさせていただきますと思ひますが、概括的に申し上げればそういうことでありまして、関心を持つてゐるものもあればそうでないものもある。その一つ一つを論評することはひとつ差し控へさせていただきますといふふうに思ひます。

○岩垂委員 これも新聞報道などで、あるいは雑誌などで私も見るわけですが、捜査はいまや最終段階といふふうなことが各紙で共通して報道されております。この点について感想を述べると言つてもなかなか感想は述べにくいと思ひますが、真実そんな形になりつつあるのかといふことについて、御答弁が願へる範囲で御答弁をいただきたいと思ひます。

○漆間説明員 いずれにいたしましても、問題の渦中の人物である板野社長が現に逮捕されてゐるわけでありすが、捜査はやはりそれなりに重要な段階に入つてゐるといふことは否定できないと思ひます。

警察といたしましては、このKDD疑惑に絡みまして刑事責任を問ふべき事実があるかといふことを基本に置いて捜査に当たつてまいりまして、今後同様でございすが、およそその刑事責任を問ふべき事実がある限り、厳正に対処するといふ基本方針で今後も最後まで捜査に当たりたいといふふうに考へております。

○岩垂委員 KDD事件がこれだけ社会をにぎわしてゐるわけとございまして、問題の解明のために御努力願つてゐる捜査当局に對しましては敬意を表しますけれども、やはり国民がぜひ理解できるような、納得できるような、そういう対応を求めながら、私の質問は、ちよつと時間が早うございすけれども、終わらしていただきたいと思ひます。

○木野委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時十一分休憩

午後二時三十九分開議

○木野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。新井彬之君。

○新井委員 郵政省設置法の一部改正案につきまして質問いたしたいと思ひます。

郵政の仕事といふのは非常に国民生活に密接な関係がございす。これからの技術革新の時代を迎へまして、その技術革新がますます私たちの生活を変へていくだろう、こういうふうに考へるわけとございす。これは何れも日本の国だけではないで、世界各国がやはりその技術革新の中にあつて、いままでの制度とか体制といふものもその技術に沿つて変へていかなければい

けないのではないかと、こういうぐあいに考えておろうかと思うわけでございます。

そこで、現在無線については電波監理局が、有線については電気通信監理官が所掌しているわけですが、そのうち有線については局ではなくて監理官として設置した経緯というものはどういうことであつたのか、お伺いいたします。

○小山政府委員 電気通信監理官というのは、昭和二十七年に電気通信省よりその所管業務を郵政省に移した際につくられた職務でございます。監理官制度をとりましたのは、当時国際電報と日本電信公社の監督以外の電気通信行政一般に対する行政需要というものはきわめて限られたものであると考えられて、いわゆる公社公団の監督をする場合の形態をとっております。監理官制度というものをとつたわけでございます。その後そのような形でもって監理官制度で進んでいたわけでございますが、その後非常に行政需要が高まってきたという経緯になっております。

○新井委員 現在KDD事件が非常に重大な展開を示しておるわけでございますが、この問題と今回の法改正との関係というのはどのようになりますか。

○小山政府委員 ただいま申し上げましたように、増大する電気通信に対する行政需要に應ずるためには、ただいま申し上げました監理官制度では応じきれない、いわゆる行政一般というものを監督する体制または行政を進める体制というのは、行政組織法上というところの基本的な形態であります。局組織とすべきであるというふうなことから、かねてよりこの監理官制度を改正して、電気通信行政に対する責任と権限を明確にすべきである、このように考えていたわけでございまして、KDDの問題が起ります以前に、すでに予算要求等をしていた次第でございます。

○新井委員 いまのままで今後の行政に対応しきれない、こういうことでございますが、電気通信政策局を設置した場合のメリットと、ことに局になればどうしても権限の強化になるのではない

か、たとえば、法案によれば「所掌事務に関する法令を立案し、実施する」とうなわれておりますが、そうならば当然権限は強化され、官僚統制が強まるのではないかと心配の向きがございまして、この点についてはいかがでございますか。

○小山政府委員 監督規定の問題でございますが、これは国際電報、日本電信公社、いずれも監督はそれぞれの法律、日本電信公社法あるいは国際電信電話会社法によって監督するという形になっておりますので、電気通信政策局をつくることによりまして直ちに監督強化になるとは考えておりません。

○新井委員 監督権の強化ではなくてあくまでも政策的な立場ということであれば、電気通信事業の高度な、かつ多様な発展を展望する政策を、郵政省の一部局という立場で企画したり立案したりし得るかどうかが、ことに電気通信事業の国際化の動向、ガット、東京ラウンドにおける電電資料の調達問題等々の諸情勢を見ると、かなりの国際的な感覚も要請されておるわけでございます。したがって、専門家を初め幅広く各階層の意見を反映させて、対症療法的ではなくて、長期的な展望に立つた政策、電気通信事業のあり方、管理の方向について検討を急ぐ必要があると思つてます。

そういうことで、先ほどの委員会でも、郵政大臣が長期的なビジョンに立つた審議会というものをつくられるというぐあいに答弁をなさつたわけでございますが、通産、郵政、いろいろの中で一歩飛躍したといえますが、もう一歩上の段階での審議会というものが必要ではないか、こういうぐあいに、今後の通信行政というものを考えた場合に、思うわけでございまして、その辺についてもう一度郵政大臣からお聞きしておきたいと思つてます。

○大西国務大臣 お答えいたします。先生のお考えはまことに貴重な御意見と存じますが、郵政省その他を越える何らかの機関をつくるということは、これは私の権限を越える問題でございまして、ここで答えをすることは適切でないと思つてます。

その間に処しまして、郵政省の所管に係る電気通信事業のこれからのあり方というものにつきましましては、先刻申し上げておりますようにきわめて重要なことでございまして、その意味においてこの局を新設いたしまして、これからの転変きわまりない情勢に対処し得る、臨機応変に対処し、かつ恒久的なビジョンをも考察をしていく、そういった基礎をこの際つくつておくことは大変重要なことであると同時に、これはいまなら間に合つけれども、あすでは遅過ぎるといった感があるわけでございますから、それを急ぎたいというのが私たちの考え方でございます。

○新井委員 これはいままでの過去の経緯等を見まして、本当に非常に大事な問題であらうかと思つてます。したがって、なな張り争ひ的な発想ではなくて、それだけの技術革新に基づいて生活環境といふべきか、そういうものも非常に変わつていくわけでございまして、国際的なあるいはまた技術的なあらゆるものを包含したような審議会の中で、逆に今度は郵政省としてどうすべきか、あるいは通産省としてどうすべきか、こういうふうなことの答申というものが出てこなければならぬ、このように考えるわけでございまして、郵政大臣の方も鋭意そういう開かれた審議会を活用されて、今後国民のために資する行政をやつていただきたいと思つてございまして。

それから、いまKDDの問題がございまして、郵政省としては今後この問題に対してどう対処されるのか、また現状、指導監督の責にある郵政省の幹部にまで問題が及んでおるとしてございまして、お聞きを願いたいと思つてます。

○寺島政府委員 KDDの監督に關しましては、いわゆるKDD事件と呼ばれますもの、まだその全体が明確にはなつておらないわけでございまして、けれども、いわゆる経理面におきます問題にかんがみまして、経理面におきまして郵政大臣の監督権を広げる、同時にまた、その経理につきましまして会計検査院の検査の対象にする等を内容としたし

ますKDD法の改正案をただいま国会に提出をしておるところでございます。

そういった法的な問題を含めまして、こういった事件の再発防止ということに全力を挙げてまいりたいと考えておりますが、同時に、われわれの衝に当たる者といつたしましては、今回の事件にかんがみまして、より一層綱紀の肅正ということに思いをいたし、えりを正して厳正かつ公正に職務の執行に当たつてまいりたい、かように考えております。

○新井委員 ここでちょっと機構的にどこに問題があつたかということだけお伺いしておきたいと思つてございまして、日本の場合には立法、行政、司法というぐあいに分かれております。その中で国家公務員の皆さん方が一生懸命に国民の負託にこたへまして真剣に仕事をされておるわけでございまして、したがって、何か問題が起りました場合は、その担当者が責任を持って調査をしたいろいろな解決に当たるといふぐあいに行政組織もなつておるわけでございまして。

私は、去年の十二月に、公務員給与の引き上げのときにこの問題についてお伺いしたわけでございまして、きょうは行政官庁を参つておりますが、行政官庁としては今回の問題の指導権限というものはどこにあつたと見ておられますか。

○佐倉政府委員 いまお話しした監督権限でございまして、けれども、KDDに対する監督権限というものは一部的には郵政省にある、郵政省の中の電気通信監理官が所掌しておるといふふうに考えております。

○新井委員 そうしますと、今回のこの問題が起つたときに電気通信監理官がたつたことについて、か、それとも、法的にいろいろなことを細かくチェックするようになっておりますが、そういう内容では今回の問題がわからなかつたんだ、法律的な立場からそれができなかったんだ、こういう二つに分かれますかと思つてます。

そこで私は、前回のときにこの問題について、悪く言えばたつたんでいて、あるいはまた信用して

そんなことはないだろうということで見逃していたのか、それとも一生懸命調べてみたんだけど、やはりそこまでのチェックの法律的事項がないためにできなかったんだ、そのどちらかということを探るわけでございます。そのときに答弁が返っておりますが、局長が何か参議院の方に行っておりまして塩谷さんが答弁をしておりますが、どこに問題があったのか、そういうことをひたすらよく検討いたしますという答弁です。今回の場合一体どこに問題があったのですか、御答弁願いたいと思います。

○寺島政府委員 まず、郵政省のKDDに関し監督という点でございますが、監督が法律に基づいて行われることは先生御案内のとおりでございます。KDD法におきまして監督の具体的な内容というものが決められておるわけでございます。従来郵政省におきましては、そういった監督の趣旨というものを頭に置きながら監督に当たってきたわけでございます。

もう少し申し上げますならば、昭和二十八年にKDDを株式会社といういわゆる民営形態で、国際公衆電気通信業務というものを独占的に運営していく会社として発足をさせたわけでございます。しかしながら、同時に大変に公益性の高い企業でございますので、それに対する国の一定のコントロールというものが必要でございます。それと、いわゆる株式会社、民間企業としての自主性、活力、機動性というものを発揮させるというねらいとの一つの調和点として現在の法律があるものである、この理解をしておるわけでございます。そういう趣旨で当たってきたわけでございます。ところで、御指摘の財務と申しますか経理と申しますか、そういう面について申し上げますと、現在の法律では年度当初の予算というものは認可の対象になっておりませんで、主として設備計画が認可の対象になっておるわけでございます。また、決算の面で申し上げますと、決算そのものではございませんで、決算の結果生じます利益金の処分というものが認可の対象になっておるわけ

でございます。利益金の処分と申しますのは、株主への配当をどうするか、あるいは役員賞与をどうするかといったいわゆる社内に流出をしていく金の問題でございます。

そういう趣旨でございますので、経理の個々の細かい内容につきましては、これを一々チェックをするということではなくて、いわば財務諸表等を通じてマクロ的に把握をするにとどめておいたわけでございます。その点から、ただいまいろいろ問題になっておりますような事柄につきましては、その前の把握というところでござい

ます。また、そういった制度的な面と同時に、われわれの監督というものが厳正かつ公正に行われなければならぬということ、この事件を通じて改めその思いを私どもかみしめておるわけでございます。まして、そういうことで今後心を新たに当たつてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○新井委員 いま答弁のありましたことは私よくわかるわけでございます。

そこで、私が言っていますことは、こういうところに問題があったからこれを直しさえすればこういう問題は起こりませんというところについて一体どうすればいいのか、それを簡単に答えていただきたいと思ひます。

○寺島政府委員 いわゆるKDD事件と申しますか、今回の事柄につきましての全体というものはまだに明確になっておらないわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、一つはそういう特に経理面に着目をしたしまして、法律的にこれを担保する必要があるというところで、現在KDD法の一部改正案の御審議を国会にお願

いしておるところでございます。また一面、もう一つ大変大事な点は、こういう公益性の高い企業の経営に当たる経営者の責任と申しますか、経営姿勢、経営倫理の問題が大変に大事であると思うわけでございます。この点につきましては、御案内のとおり去る二月に新会長、新社長という新しい執行体制ができたわけ

でございます。この新しい体制のもとで二度とこういった事件を繰り返さないように、再発がないようにということで現在鋭意努力中と承知しておりますけれども、いずれにいたしましても、経営の衝に当たる者が自浄作用と申しますか、そういった強い公益事業の経営者としての責任感を持つて事に当たるということもまたきわめて大事な点である、かように考えております。

○新井委員 さつきも事件の概要が全部明確でない、先ほどの警察の方とのやりとりの中では、まだいまその内容が余り明確になっておらないようでございますけれども、少なくとも電気通信監理官、これは言ってみればこれだけで何時間もまた言わなければいけないぐらいの問題があります

が、これは通信委員会の方へ譲るといたしまして、とにかくそれが今度は政策局になる。その場合でも当然監督権というものはそこに移ると私は思うわけでございますが、どこに問題点があつて、人がたふらぬでいたのか、あるいはそういう法律的事項を整備した方がいいのかということを明確にして、いまもKDD法案ですか、そういうものを提出されておるわけでございますが、その法律さえ通れば法律的には一切問題はありま

せん、これは言えますか。○寺島政府委員 ただいま御審議をお願いしておりますKDD法の一部改正案が御成立いただきま

すならば、少なくともいままでよりも財務会計面につきましてもより踏み込んだ、突っ込んだ監督ができるかと考えておるわけでございます。その点ではこの種事件の再発防止ということに効果を持つものである、かように考えております。

○新井委員 郵政大臣にお伺いしておきたいのでございますが、先ほど監理官の方からお話がございまして、社長なりそういうような任命の問題でございまして、ああいう人がずつと任命されておつたということがあつたわけでございます。そういう面については郵政大臣としてはどのようにお考えになりますか。

○大西國務大臣 いま監理官がお答えしたとおり

でございます。やはりKDD側におきましても経営の姿勢というものが非常に大切だと思ひます。と同時に、KDDにおいてその経営状態をいままでよりもっと踏み込んで、制度的にそういう遺憾な問題が起らないような何らかの担保をしておくということも必要だと思ひます。

でございますから、一方におきましてはKDD法の改正をお願いをいたしておるところでございます。それからKDDの方ではいま監理官からお答え申し上げましたように、首脳陣の交代がございまして、新しい首脳陣が非常な抱負を持って経営にいま当たられつつあるわけでございます。これに私どもも大きく期待をいたしておるわけ

でございます。○新井委員 そこで、この政府の監督権限というものを強化すればこういうたぐいのものはなくなるというぐあいには一つは考えられるわけでございますが、幾ら法律を厳しくしてみても、また、監督権限を厳しくしましても、やはりそういう問題が出てくる可能性というのは、何もKDDだけではなくてあつたかと思ひます。

そこで、やはり国民の皆さんにわかりやすい内容にしておくということが非常に大事ではないか。専門的に言えば、確かにKDDはこれだけのものがある。それで、これは一つは民間の活力だから株式会社にする。これはいろいろなことがありますが、どう考えても、国際の電信電話料金と比べて日本の料金は高いのではない。国民の皆さんというのは、やはり利用者側とかそういうことで見ておられます。そうしていろいろなことがある中でこういう問題が出てきた。一体郵政省の監督というのは何をやってたのだらう、こういう本当にあたりまえのことを非常に疑問に思

う、こういうことだらうと思つたわけでございます。そこで、電電公社についても最近大幅赤字が問題になっておるわけでございますが、この点については、公社経営の制度的な実態について国民が知らないところに問題があつたかと思ひます。ことに国民の側から見ると、予算で拘束され、たと

えは真の意味での黒字ですら公社の自由にはならないといったこと等についてはほとんど知らされてない。こうした問題は今後の電気通信政策を策定する上において見直さなければならぬと思ふわけでございますが、これについてはいかがでございませうか。

○寺島政府委員 御指摘のように、電電公社は公共企業体として公社という形態をとっておるわけでございませう。したがって、KDDよりもそういう経営形態の面ではより公共性の高いと申しますか、そういった色彩を持つておるわけでございませう。したがって、ただいま御指摘ございましたように、予算につきましても国会の御審議を経るといふ形になっておるわけでございませう。また、経営委員会等も法律によって置かれておりまして、重要な事項の決定に参画しておるわけでございませう。

しかしながら、そういった法律上の制度だけではなくて、そのほかいろいろな形で各界各層の御意見、特に利用者の方々の御意見をいろいろな形で吸い上げていって、それを事業の運営に生かしていくということもまた大変大事な点であらうかと思ふわけでございまして、そういう意味では、たとえ利用者委員会というものを公社でも自主的に社内にて設けまして、社外のそういった利用者の方々の御意見に十分耳を傾けておる、こういうふうな形をとっておるものと理解をしております。

○新井委員 国際電話も、ISDですが、東京あたりからはダイヤルでかけられるというふうな、そういう時代になっていくようにございませう。そういうような時代でございませうし、また、国際化の方向から考えた場合に、最低でも国際、国内の電気通信事業については一体的に管理することが考えられてよいのではないかと、こういうふうな思いをしておりますが、この点は政策局が設置されることによつて対応し得るのかどうか、お伺いしておきたいと思ひます。

○寺島政府委員 お尋ねの点は、電電公社とKDD

Dを合体をさせてはどうかという御意見か何つたわけでございませうけれども、そういう御意見がおりますことは承知をいたしておりますけれども、私どもの考えをいたしますと、昭和二十七年に電気通信省から電電公社というふうに国内が公社形態をとり、二十八年にKDDが株式会社形態をとつて発足をいたしました。そういう形態をとつた一つの政策判断をいたしました理由というもの、それはどう変わつておらない、現状でもそのことは十分に意義のあることだと考えておるわけでございませう。

なお、この運営形態と申しますものは、世界各国いろいろございまして、必ずしも同一ではございませぬけれども、日本は政策としてそういう形態のもとに運営をされておる、かように理解をしておるわけでございませう。

なお、もしこの両者を合体をいたしますならば、現在公社はすでに三十三万人ほどございませうけれども、さらに巨大な独占企業体というものにもなるわけでございまして、こういう観点からいたしまして問題のある点でなからうかというふうな考えをしておるわけでございませう。

○新井委員 経営の主体性に関連して、午前中の答弁で諸外国の例が出されたようでございませうが、いずれも政府の監督権はきつめて制約されていることが明らかになっておるわけでございませうが、この点について、わが国の場合と諸外国と比較すればどうなるのかというところをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小山政府委員 一例をアメリカにとりまして、ここには連邦通信委員会というのがございませうが、これは略称FCCと申しておりますが、このFCCは有線、無線及び海底ケーブルによる州際通信及び国際通信の規制を任務とする連邦の常設行政委員会でございます。この内容でございませうが、これは放送業務の秩序ある発展と運営を図ること、それから電信電話業務を合理的な料金で全国的かつ世界的な規模で迅速かつ能率的に利用できるようにすること、三、通信方式の改善によつ

て人命財産の安全を図ること。四、これらの手段によつて国防を強化することを主な目的としていふというふうなものが、アメリカにおける連邦通信委員会の基本的な監督の体制でございませう。

なお、アメリカに例をとりますと、若干日本の場合と異なりますのは、アメリカは電信電話事業がすべて民間企業によつて行われておりまして、その監督体制という形でございませう。

なお、先ほども、午前中にも若干申し上げましたところですが、英国におきましては公社そのものがいま事業を行つていふこととございまして、いわゆる公社に対する主管庁というのはいわゆる小さい形での監督権限しか持つていないという状況でございませう。ただしながら、公社というものが郵便、それから電気通信全般にわたる一つの運営方針というものを決める形になっておる。

なお、西ドイツにおきましては連邦が直接運営している、独占的にやつていふという状況でございませう。

○新井委員 KDDについては国際経済の変化に機械的に対応するために株式会社にした、それで主体性を持たせてやつていふ。電電公社の場合はじやどうなるのかというところ、官営の電気通信省から公社に移行させたわけでございませうが、私的企業でないまでも、公社としたのは同様のことを考へてやつたのではないかと申されるわけでございませう。イギリスが公社化したこと、また、西ドイツの場合でも政府の干渉はきつめて小さいということがあつたわけでございませうが、そういうことと比べてみてどうなるのか。

経営に国際水準並みの自主性を認めていないという声が大きいわけでございませうが、その辺のところはどうなるのか。経営の自主性が与えられたからといって、国民的な立場からのチェックが行われ、国民に開かれた経営にすれば公正な運営が可能ではないか、だからもっと権限を外してやつたらどうかという意見があるわけでございませうが、

こういう問題についてはいかがお考えでございませうか。

○寺島政府委員 日本電信電話公社のあり方につきましては、公社という形態をとつておることは御案内のとおりでございませうが、公社という形態をとりまして、それではどの程度のことを公社が自主性を持つてやつていくかという点は、現在の日本電信電話公社法という法律によりまして定められていふわけでございませう。

この法律の仕組みが諸外国の例と比較いたしましたところでは、ちよつとお答えをいたしかねる次第でございませうけれども、少なくとも公社という形態をとりまして、その政策の中には、国が直接国営の形でやるのよりも、より自主性を発揮させる政策があつたものと考えられるわけでございまして、そういった現在の公社法の趣旨にのつとりまして経営が行われておるものと考えております。

○新井委員 こういう声につきましては、確かに公社法の中で明確にあるわけでございませうが、やはりそういう意見がある中で、いろいろとそういう問題についても今後検討をしていただきたい、こういうふうにお願ひするわけでございませう。いままではいままでもございませうが、これからはどう開いていくことが国民のためになるのか、こういうことを基本にしてお考えになつていただきたい。

それから、国際的動向について、たとえばIBMの通信事業分野への進出は、アメリカ国内通信だから目下のところ心配がないという答弁が先ほどあつたようでございませうが、その第一歩がたとえ国内通信であつたとしても、IBMが子会社を通じて通信事業に進出しようとすることを可能にしたというのはいささか重視すべきではないか。IBMがコンピュータのハード部門では国際市場の六〇〇程度を制覇しているのは事実でございませうし、そういう問題を的確にとらえる必要があるのではないかと思ひますが、いかがでございませうか。

○寺島政府委員 午前中岩垂先生にお答え申し上げましたように、SBSという企業はIBMほか二社の共同設立によるものでございまして、これがアメリカの衛星を使います国内通信業務に参加をしようというところで、いろいろ法律上の争いがあったというふうに承知をしておるわけでございしますが、いずれにいたしましても、アメリカの国内通信の問題であるというふうに理解をしておるわけでございます。

と申しますのは、御案内のとおり、アメリカというのとは大体におきまして競争を原則といたすといいますが、そういう形でございまして、電話につきましても民営で行われておる国でございまして、直ちにその例は日本に当てはまるものではないと考へております。そういう意味で、先ほど御答弁申し上げましたように、このことが直ちに日米間の経済摩擦という問題に影響を与えるものとは考へておらない、かようにお答えをした次第でございます。

○新井委員 ヨーロッパにおいてEC各国がIBMに対してどのように対処しているのか、ちょっと参考までに伺いしておきたいと思ひますが、わかれば答弁いただきたいと思ひます。

○寺島政府委員 いわゆるデータ通信と申しますか情報販売と申しますか、そういった業務におきまして、ヨーロッパ各国においてアメリカ系資本の業者が相当大きなシェアを占めておることは承知をいたしておりますが、ただいま先生御指摘の点の詳細につきましては、明確にお答えできないことをひとつお許しをいただきたいと存じます。

○新井委員 いままでの電気通信監理官というのは二名設置されておまして、一人は事務系統、一人は技術系統、こういうことになっておるわけでございますが、これでは権限及び責任の所在が不明確ではないかというぐあい言われておったような一面もあるわけでございまして、それで、電気通信監理官のうち一名は電電公社の出身者、こういうぐあいに聞いております。そういうことにな

りますと、公社に対する監督上の問題があるのではないかとというような意見もあるわけでございしますが、電気通信政策局長は電電公社出身者にするようなお考えがあるわけでございしますか。

○小山政府委員 ただいま人事構成につきまして細かにまだ考へていない次第でございしますが、でも、電気通信の分野というの技術面が非常に多い行政でございまして、したがって、電信電話公社との人事交流というのはこれから考へていかなければならない問題だと思つております。

○新井委員 電気通信政策局の設置に伴つて経理局を部に格下げすることになっておるわけでございしますが、郵政省は貯金、保険等の事業を運営し、膨大な経理事務を抱えておるわけでございしますが、経理局を格下げすることに問題はないのか。また、官房長と経理部長の職務権限はどのようになるのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○小山政府委員 今回の法改正によりまして経理局の権限その他については異動がない形になっております。ただ、支障がないということはけさほど申し上げましたけれども、官房の部に係る関係上、共通的な事務、これに要する人員が省けますので、こういった点では人員削減となつております。

なお、経理局には次長としております審議官がおりますが、官房の部になった場合にはこの審議官も減員ということになります。この制度改正によつて十分であるとかいうことをここでお答えするといふよりは、今回のスクラップ・アンド・ビルドという一つの行政組織の改編に伴います行政改革の問題がありまして、これは十分であるやうにわれわれが努力すべきである、そういったやむを得ない一つの措置であると思つております。それから、官房長と経理部長との関係でございしますが、これは上下関係はございせんので、ただいま官房長は特に命じられた職務に對しまして掌理する、こうなつておまして、今回でございす官房の経理部には上下関係はないということになつております。

○新井委員 わが国の電気通信回線の利用制限に關して、民間企業から制限が余りにも厳し過ぎるという声が大変強いわけでございします。郵政省として現在の法制度は欧米諸国と比較してどのような考へておるか、また、今後どのようにしようと思ひているのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○寺島政府委員 お尋ねの、データ通信の用に供されております電気通信回線の利用制度につきましては、昭和四十六年に公衆法改正によりまして、いわゆる回線開放という措置をとりまして以来、わが国のデータ通信は大変発展を示しまして、企業活動のみならず、交通でございましてとか公害、医療、防災といった非常に公共的な分野に活用されておまして、ますますその重要性を増してきているところは御案内のとおりでございします。

この回線をこういう形で開放したわけでございますけれども、ユーザーの方から、回線の利用につきましてもっと自由に使えるやうに、かつまたもつと料金を安くするやうにという御要望があることは、ユーザーの方のお立場としてはある意味で当然かと思つてございまして、こういう声を私も当然耳にしておるわけでございします。しかしながら、郵政省といたしましては、そういったユーザーの方々の声というものを踏まえながら、もう一つ高い次元で国民全体の福祉というものを頭に置きながらこの問題を処理していかなければならないと考へておるわけでございします。

そういう意味で申し上げますならば、先ほど申し上げましたように、四十六年の法改正によりまして、いわば日本のデータ通信の第一世代と申しますか、そういったものができ上がったわけでございしますが、それから今日まで十年近い月日が経過をしておるわけでございまして、この四十六年当時には予想しておらなかったやうないろいろな技術の進歩、あるいは回線の利用のされ方というものが出てきておることも事実でございします。こういうものを考へ合わせまして、現在の回線制度というものがそういったものに適合しておる

のか、あるいはもつと検討し直す点はないかというところにつきましては、郵政省といたしまして鋭意取り組んでおるところでございしますが、何分にも大変大きな問題でございまして、各方面の十分なコンセンサスを得ながら進めなければならぬ問題と考へておりますので、現在のところまだ具体的な結論には到達をしておらない、かような現状でございします。

○新井委員 答弁とすると非常にすらすらとした答弁をしてくれるのですけれども、中身が何もないのです。非常に困るのでございします。

とにかく、昭和四十六年から確かに思いもかけないぐらゐるやうな面が技術革新とともに発展をしてきた、これはもう明確でございします。それがますますまた技術革新とともに活用されなければいけない時代に入つておるわけですね。その場合に、先ほど国民の福祉を考へてというお話がございしましたが、やはりそういうものを安くして適正に、とどろん使わしてあげるといふことは、やはり国民の福祉ということとわれわれは考へるわけでございしますが、まだ具体的なことについては検討されてないやうでございします。この通信回線の利用制限をどのように開放していったらいいのかということですね。

それと、いまも料金が低いというお話がございましたが、その適正化についてどのように検討していったらいいか、ひとつ早速、これは大きな問題であり、大事な問題でございしますから、郵政省挙げて御検討願ひたい、このやうに思つてございします。

それから、国際電話料金等の引き下げについての検討がなされておるなら、その検討状況はどうなつておるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○寺島政府委員 国際電話料金の問題についてお答えいたします。国際電信電話の料金につきましては、御案内のとおり現在の法律によりましてすべて郵政大臣の認可料金となつております。この料金につきまして一昨年来いろいろな御議論があつたわけでござ

います。

それは、一つはいわゆる円高差益による利益が上がっているのではないかとという問題、それから為替レートが変動いたしますことによりまして、為替レートというものを介しまして日本円に換算をいたしました場合には、諸外国の例と比べて日本の方が割り高ではないかという御議論もございました。そしてまた同時に、KDDそのものが全体的に収益状況が好調である、いわゆる値下げをするだけの余力を持っておるといふふうな、こういった点を総合的に勘案をいたしまして、この料金の検討方をKDDにずっと指導してきたわけでございます。

若干時日がかかりましたが、昨年の十二月一日から、対米二五％を初めとする、環太平洋地域を中心としたします電話並びにテレックスの料金についての引き下げを行ったところでございます。ただ、そのときにたとえばヨーロッパといった地域が手つかずで残っておりますこともまた事実でございます。

そういう点を踏まえて、昨年十二月一日の値下げの実施に当たりまして、郵政省といたしましては、ＫＤＤに対しまして、今後一層経営を合理化し、利用者への利益還元の見地から、五十四年度決算の概要あるいは今後の収支見通し等を考慮の上、国際電気通信料金の引き下げについてさらに検討されたいということを書面で伝えまして、ＫＤＤの方からも、早急に検討して結果を報告するということを受けておるわけでございます。ただ、五十四年度が現在終わつたばかりでございまして、現在検討を急がしておりますけれども、その具体的な形というのはいましばらく時間をおかしたいただきたい。検討は進めておる、かような現状でございます。

○新井委員 この国際電話料金、これも非常にいろいろな意見があるかと思うわけでございますが、やはり電話をかける人はかけざるを得ないわけですね。だから、独占企業と言えば独占企業みたいなものでございますし、株式会社でございます。

すから、利益があつてあたりまででございますし、その辺のところが、公共料金、そしてまた独占企業、そしてまたそれらの利益、こういうようなものの配分というのが、非常に論議があつてむづかしいかろうと思います。だけれども、極力国民の皆さんにわかるような形の料金体系でなければいかぬ、こういうぐあいに私は思うわけでございまして、そういうものをひつくるめまして、よくわかるような内容において実現をさしていただきたい、このように要望しておきます。

それから、これも非常に金がかかって大変なことだそうでございますが、五十三年八月の行管の勧告におきまして、電話及び電報事業に関する監督行政の監察というのがありまして、電話料金の内訳サービスの提供について指摘されているわけですね。これも、機械をかえなければならぬとかいろいろ大変な、予算もありますし、そんな短期間にできるような問題じゃないと思いますが、確かにそういう面のトラブルというのは、わからぬために非常にあるようなこともお伺いしているわけでございます。これは実施の方向だということをお伺いしておりますが、その実施はいつごろにこういうぐあいになるんだということがわかれば、お伺いしておきたいと思います。

○寺島政府委員　いぬゆる料金明細サービスと申しますものについて、たしか一昨年の八月だと思いましたが、行管の勧告の中に記載をされていることは御指摘のとおりでございます。なお、それ以前からいぬゆる電話料金についてのお客様からの苦情が相当ございまして、その苦情を解決する方法として、その内容がはっきりすれば大変に有効であるということから、この制度のことにつきまして国会での御議論もあつたわけでございます。そういうことを踏まえまして、現在公社においてこれの実施につきまして検討を進めておるところでございしますが、一面また、このことによりますプライバシーの侵害であるとかそういった問題提起もあることも事実でございまして、こういったいろいろな点を踏まえまして現在公社で検

討中でございますので、いつから実施というところまで現在明確に申し上げる段階に至っておりません。

○新井委員 いまお話がありましたプライバシーであるとか、また、そのために多額の金額がかかって逆に電話料金にはね返るとかそういうことでも——国民はそういうことの内容も一切わからないわけでございます。ただ、自分がかけてないのにこんなに料金がきたんだ、おかしいじゃないかという、全くそういうようなお考えで言ってくるのだと思います。したがって、やはり一つのことをやればいろいろな問題というのは波及効果があるわけでございますから、そういうことも、いや、これをやったらこういう問題が起きますよというようなことも、どんなややはり発表して、それでそういうことも踏まえて、国民の皆さんがやれと言ふならやるというような、陰で一生懸命検討していただいているのはよくわかりますけれども、そういうこともひとつあわせてどんな教えていただきたい、このように要望をいたしておきます。

それから、電信電話公社は、前はもう積滞、積滞というのですか、とにかくつけてくれと言ってもなかなかつかなかった時代、それから、一〇〇番といいますが、何かダイヤルを回しまして市外通話が全然かからなかった時代から、一生懸命に努力をしていただきまして、いまはほとんど電話もすぐにつくようになりました。それから、ほとんどがダイヤル通話になったわけでございますが、もう一步今度それを推し進めて、目標にするならば、いろいろなサービスもありましようけれども、やっぱり電話を直接かけるといういまの方法、いまのやり方というのは、これは永遠に変わらないことだろうと思います。したがって、それを便利にしてあげるといふことがやはり一番基本的なサービスにつながるのではないかと。

そういうことから見ますと、一つの町あたりで一つの局がある。市外局番なんですが、だから覚えるのも大変です。言ってみれば、もう少し技術

革新がでなければそういうことはできないかと
うかわかりませんが、東京都の場合なんかは、極
端に言えば、一つの〇三という局の中ではたくさ
んの人が加入できていると思うのですね。したが
いまして、一つの考え方なんですが、私は兵庫庫
に住んでおりますが、兵庫庫というのは〇五だけ
じゃ足らなければ〇五五ぐらいをつけて結構なん
ですが、兵庫庫に住んでいる人はとにかく〇五五
なんだ、それであと局番を回せばいけるのだとい
うこういう方向へ、これは私が言わなくても当然
検討もされていると思いますが、そういうような
内容については、どこぐらいまで市外局番を減ら
していくというようなお考えはございますか。

○神保政府委員　お答えいたします。
電話番号というものは、これは先生のおっしゃいますとおり大変大事なものでございますので、長期にわたって変更する必要がないということ、したがって、将来予測されます加入者の数、需要ということを十分に考えまして最初に局番を決める、こういうことをやっておるわけでございます。

それからもう一つ、けた数というものをできるだけ少なくしてわかりやすいものにしよう、これも先生のおっしゃるとおりだと思います。電話番号のけた数ということ、これは市外をかける場合、それからいわゆる市内電話、ゼロ幾らというのを、つけないで、東京の場合でございまして七けたというので回すという場合、両方あるわけでございます。こういうわけございまして、電話の番号というのは市外と市内と合わせまして最大九けたということで現在やっておるわけございまして、この全体の市外局番、市内局番というのは、東京も地方もほぼ同じ九けた以下ということになっているわけでございます。

しかし、市外局番だけを比較いたしますとけた数に差がある。東京の場合は〇三でございますけれども大阪の場合は〇六ということで、けた数に差がございますけれども、地域の識別であるとか需要状況ということに応じて番号を設定しております。

ということでございます。いろいろ各県で需要数が異なっております。この段階におきまして、市外番号というものを県単位までにまとめるというのは、これは技術的に見ても困難ではないかというふうに思っているわけでございます。

なお、ついででございますけれども、電電公社で、同一単位料金区域というものが、これが電話の料金の最低単位になっているわけでございますけれども、その中におきます同一行政区内におきましては市外番号を回さずに接続できるいわゆる閉番号というものを推進しているところでございまして、この件につきましては今後ともその促進を図るよう指導してまいりたい、このように考える次第でございます。

○新井委員 専門家でございしますから、そういうような要望もたくさんあるかと思っております。技術の許す範囲、そしてまた、そういう予算を最大限に活用されたようなことで、ひとつそういうことを鋭意進めていただきたいことをお願いしておきます。

それから、通産省お見えになっておりますが、通産省にお伺いしたいのでございます。

五十三年に機械法という法律が委員会に提案をされて可決をされたわけでございます。そのときの考え方というのは、ハード、ソフト、機械と情報というのの一体である、機械一体ということから、そういう業界に對しまして、高度化計画、七年後を見通して今後のそういう情報処理サービスというものがどういうふうになるのかということを描いて、それに対して、資金計画あるいは技術向上あるいは合理化、そういう目標を定めて助成をしよう、資金その他の助成でございますが、こういうことで来たわけでございます。

このときに、どういう考え方がわかりませんが、とにかく電気通信回線利用とそれからまたオンラインの情報処理、それから情報処理サービス業ということ、こういうふうないろいろな専門的には分かれるようでございますが、たまたまそういう業種が抜けておる。大体人数にしまして六万人ぐ

らしい。ほかの業界で見ますと、一つの例を挙げれば、広告業であるとか証券業とか無機化学工業、化学繊維業、このくらいの業界の方々と同じくらしいの人数が働いている。企業数は当時千百社ですが、それから事業所数は千二百七十六、平均五十九人というところで、一社一事業所制、中小企業でございますから何とか育成をしたいということでございますが、この法律の中から外されたこの方々に対して通産省はいまどのような助成措置というものをやっているか、お伺いしておきたいと思ひます。

○西川説明員 ただいま新井先生からご指摘がございましたように、いわゆる機械法の中からは情報処理サービス業という範疇が抜けているのは事実でございます。私どもは、立法の原案を提出する際にこれが抜けたということにつきまして、この情報処理サービス業が情報処理産業の中で重要でないというところは決して考えなわけございません。非常に重要な産業だということに理解いたしておりますので、法律の対象にはいたしておりましたが、各般の施策でこの産業の育成というのに力を入れてまいりたいというところは、当時の審議の場においても強く御説明いたしたところでございます。

具体的には、私どもの所管協会でございます情報処理振興事業協会を通じます情報処理サービス業に対する各種の助成措置、あるいはこの業種が中小企業が多いという実態から、中小企業金融公庫あるいは信用保険公庫等の制度を活用した資金面の提供等々のことを行い、この業界の育成に意を砕いているところでございます。

なお、この業界は、技術の問題でありますとかあるいは技術者の育成の問題とか、いろいろまだ残された問題が多いかと思ひますが、それにつきましては今後とも十分勉強いたし、その事態の進展に即応いたしまして、私どもこの情報処理サービス業の所管官庁としてその責任を十分全うしてまいりたいという決意でございます。

○新井委員 そこで、郵政省にお伺いしておきたいのですが、これはビント外れかどうかちよつとわからないのですが、この機械法が上程されましたときに、私から見れば、当然そういう助成措置というのは通産省の分野でございしますからほとんど助成をしていただきたい、こういうぐあいに考えるわけでございますが、たまたまこれが抜けた。抜けたからといって、通産省が別に差をつけているわけではないと言ひますが、そうかといって、やはり一つの法律の中に繰り込まれれば、それだけの特典というのは当然あるかと思ひます。そういうわけで、この機械法に、本来、いまの業種の方々を入れてあげた方がいいんじゃないかと私は思ひますけれども、現在、郵政省はどのようにお考えになっておりますか。

○寺島政府委員 機械法の対象から外しました理由につきましては、ただいま通産当局の方から御説明のあったとおりであると考へておりますが、いわゆるオンラインによりますデータ通信業の振興ということにつきましては、郵政省といたしましてはいろいろな努力をしてまいらねばならないと考へておる次第でございます。

○新井委員 何でそれを外さなければいけないのか、それも業界の助成ということでございしますから、別に何も外さなくても、そういう業界があればほとんど成長させてあげた方がいいんじゃないか。これは私の考へてございしますが、それについては一応意見だけ申し述べておきたいと思ひます。

それで次に、もう一つ専門的なことをちよつと聞いておきたいのですが、電波法というのは早晩改正になるだろう。いま電磁波を使っているのは、「三百メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう」ということになっておりますね、電波法第二条一号ですか。それで、この光通信の分野では、波長一ミクロン、千分の一ミリ前後の赤外光が当面の主役である、こういうことで、これができるともう全然電話でも何でも変わってしまうようなことになるのではないかと聞かれておるのでございしますが、こういういまの「ハイオービス」計画

を運営して、光応用計画の大型プロジェクトをもう進めつつあるということでございしますが、これが実用化されて表へ出てくるのはいつころでございしますか。

○神保政府委員 お答えいたします。

先生は御指摘ございましたように、光通信、これは無線の場合、有線の場合、いろいろあるわけでございますが、いま盛んに喧伝されておりますのは、その中で特に光クラスファイバーを用いました通信でございまして、これが多大の効用を有する。

いろいろとメリットはございしますが、長くなりますので簡単に申し上げますと、一つは、ガラス等の材料を使つておるといふことで、銅に比べて大変省資源的である。それから二番目に、ガラスを使つておりますので、電力線などからの電磁的な妨害に強い、つまり遮蔽などを必要としないといふこと。それから三番目に、光ファイバー自体小さくて軽いといふことがございします。建設工事なども簡便であるといふこと。それから四番目に、いまお話がございました大容量の通信を行うことができるといふことで、従来の電話を主体としたしました通信、これにも当然使えますけれども、それ以外に、大容量が必要でございますデジタル通信、それから画像通信というものに大変有効であるといふこと。それから、これは当然でございしますけれども、最近の研究開発の成果をいたしまして、低損失のファイバーが実用に供されたためにこういうようなことが経済的に可能になった、こういうようなことで、現在、光ファイバー通信というものが、大容量でかつ高品質な通信を経済的にできる有望な方式であるといふふうになつておるわけでございます。

それで、これがいつ実用化するかというお話でございますけれども、これにつきましては、現在、郵政省の管轄にございします電電公社、KDDにおきましていろいろと研究開発を進めておるわけでございますが、すでに光ファイバーケーブルによります近距離の伝送方式というのにつきまして

は電電公社で実用化を進めておりまして、さらに、長距離化とか海底ケーブル化への道、それからKDDにつきましても、長距離の海底ケーブル方式の適用を目指して研究を進めておられるということ、一部はもうすでに実用化にいまや入ろうとしておられるというふうにお考えいただいて結構ではないかと思ひます。

○新井委員 次に、有線音楽放送事業のあり方についてお伺いをいたします。

有線音楽放送事業が数年前より百億産業と言われるように非常に繁栄してきておりますが、この有線音楽放送事業の施設数、事業者数、事業団体、業者団体等の過去五年間の推移はどのようになっていますか、郵政省にお伺いをいたします。

○平野政府委員 お答え申し上げます。

まず施設数でございますが、昭和四十九年度末四百五十九施設、五十年年度末四百九十四施設、五十一年度末五百二十九施設、五十二年度末五百八十施設、五十三年度末五百八十六施設となっております。

また、事業者数でございますが、五十一年度以前は正確な数字がございませんけれども、五十一年度末で百九十八事業者、五十二年度末で二百一事業者、五十三年度末で二百四事業者でございます。

業界団体数は四団体でございます。社団法人全国有線音楽放送協会、日本有線放送連盟、東京音楽放送協同組合及び北海道有線音楽放送事業者協会、以上四団体でございます。

無届けの施設につきましては、五十一年度以前につきましても正確な数字がございませんが、五十一年度末で五十一施設、五十二年度末で百施設、五十三年度末で百二十九施設ということになっております。

なお、この無届け施設の中には、電柱添架の同意書でございまして道路の占用許可書の添付がございませぬので受理されない、不受理になったものが含まれてございます。

○新井委員 この有線音楽放送事業が数年来問題になっております。また、それより以前にも問題

になっておりますが、会計検査院の四十六年度決算の過程で判明し、指摘されているわけでありまして、最初に、会計検査院のその当時の検査報告の背景及び内容、そして実態というものについて、検査院当局から説明をお願いいたします。

○佐藤会計検査院説明員 ただいま御指摘の検査報告に記載しました事項の概要でございますが、有線音楽放送事業者が、建設省の直轄国道に電力会社または電電公社が立て込んでおります電柱に、有線放送線を建設省に無断で架設しまして国道を占用している事態となつてゐるものが、四十六年度末におきまして二十四万五千七十三メートルございました。

このようなことは、建設省におきまして、まず第一に、現場の実態の把握が十分でなかつたということ、それから、電力会社等の電柱所有者と有線放送事業者との間で電柱に放送線を架設する契約が存在いたしたたのに、その情報を得る体制になつていなかったという二点が主な理由でございます。

これに対しまして建設省に見解をいただきましたところ、建設省におきましては、有線放送事業の監督官庁でございます郵政省、それから電柱の所有者でございます電力会社または電電公社、これらと協議をいたしまして、まず第一に、電柱所有者は建設省が道路占有の許可を与えた有線放送線でなければ架設の承諾を与えない。それから第二点として、郵政省は放送事業者から設備設置の届け出がありました場合には、電柱設置者の架設の承諾を得ていないものは扱わない、このような処理がなされたわけでございます。

この二点につきまして関係者が合意ができました。この点につきまして実際の取り扱い部局であります建設省の地方建設局、これらに建設省は通達を發しまして、実態の把握と管理の適切な執行方につきましてもその方途を講じましたので、その処置の状況を記述したものでございます。

○新井委員 建設省にお伺いしますが、いま、道

路管理と有線音楽放送の関係につきましては、会計検査院が四十六年度の会計検査において指摘した経緯、概況の説明があつたわけでございますが、現在の時点まで道路管理状況がうまくいっているのかどうか。一つは道路不法占用の件数及び不法占用の延長距離、電柱の本数は現在どのくらいありますか。

○山本説明員 建設省が現在把握しております有線音楽放送線の不法占用の実態は、国道の建設省が直轄管理しております部分につきましては、五十二年度末で百キロメートル、五十三年度末で五百八十キロメートルに上つております。また、都道府県あるいは指定市が管理しております道路につきましても五十二年度末で二千三百四十三キロメートル、五十三年度末で四千五百七十七キロメートルに及んでおります。現在こういう状況で、その後不法占用の状況は悪化しておる状況でございます。

○新井委員 建設省ではこの問題に関して過去において通達を出しております。すなわち、昭和四十七年九月二十日付、有線音楽施設の道路占用のとり扱いについて、四十八年八月二十二日付有線音楽施設に係る道路の不法占用等の是正について、五十二年三月十四日付有線音楽放送施設の道路占用について、この三回出しておると認識しておりますが、これら通達に基づく措置について、その後それぞれ効果が上がつてゐるのかどうか、お伺いします。

○山本説明員 ただいま先生御指摘のように、この有線音楽放送線の不法占用の状況を改善するために、郵政省、日本電信電話公社あるいは電気事業連合会等の関係機関とも協議の上、昭和四十七年九月に先生御指摘のように有線音楽放送施設の道路占用の取り扱いを定めまして、これを関係道路管理者及び関係機関に通達いたしました。また、四十八年八月に郵政省との間に、有線音楽放送の違法状態を是正するために有線音楽放送の正常化についての申し合わせを定め、これもやはり道路管理者並びに日本電信電話公社、電力会社等に対

しても協力を求めたところでございます。

なお、この状況がなかなかその後とも正常化されないために五十四年の三月には関係業界等に対して警告を發するよう措置をとつたわけですが、四十七年、八年、当初通達を出しまして正常化を図りました段階ではこれらの問題の改善が図られつゝあつたわけですが、残念なことに、五十一年ごろからまた有線音楽放送業界の秩序の混乱等によつて不法占用の問題が再燃し、先ほど申しましたような大変残念な状況になつて今日に至つておるわけでございます。

○新井委員 建設省も一生懸命にそのことについては努力をされて、いまもお話があつたように通達も出してありますし、いろいろな打ち合わせ会をやつておるようであります。そして道路占用料というので一メートル年間八十一円ですか、そういうような金額からいいますと大分金のなるのですけれども、そういうお金が国に徴収されてない、こういうことについては一つの問題であるうかと思ひます。

そこで警告とかいろいろなことをやつておられるわけでございますが、不法占用については、建設省では必要な場合には道路法に基づく監督処分というところで撤去を命ずることもやつてゐるということも聞いておりますし、また、場合によっては、言うことを聞かないときには代執行をするということもやつてゐると聞いておりますが、監督処分ということでは撤去を命じた件数は幾らあつて、言うことを聞かなくて代執行した件数はいまままでのぐらひあります。

○山本説明員 私どもの方で、不法状態がはなはだしの場合に道路法第七十一条の規定に基づきまして監督処分、いわゆる撤去命令等を行つておりますが、五十二年以降三年間に、私も直轄管理いたしております指定区間にかかわる不法占用事案に対しまして、全体で三十六件の監督処分を行つております。

また、先生いまお話がございました行政代執行でございますが、行政代執行を私どもでもできれば

ということである。検討し、関係機関とも打ち合わせをしたのですが、御承知のように、代執行法の中では、その要件として「その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」でなければ代執行することができないということになっておりまして、実際に不法占用の状態が直接道路工事の執行に支障になるとか、あるいは道路の構造の保全上支障があるとか、あるいは交通安全上非常に危険がある、そういったような場合でなければ、なかなか代執行を執行することができないということ等もございまして、現在までのところ、代執行をした事案はございません。

○新井委員 代執行をしようとしてもなかなかできない。これは公益に反する場合ということでございまして、勝手に電柱に電線を張られても、それがたれ下がって危険なとか、何か理由がないと、まともに張られておった場合は代執行できませんですね。あるいはまた、ようやく代執行したとしても、その次の日にはまた線を引いてしまう。こういうようにイタチごっこみたいなことがずっと行われておるのでございまして、

そういう状況を踏まえまして、建設省忌憚ない意見を言っていたかと思ふのですけれども、たとえて言いますと、法律のこういうところをこういうぐあいに変えないとこの問題は解決できませんとか、郵政省に對しても、いまは届け出制になっておりますが、許可制にして、罰則規定を強くするとかいろいろあるかと思ひますが、そういうことについて何かお考えがあればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○山本説明員 ただいままでお話し申し上げましたように、私どもとしては、現在道路法によります規定でございますこと、監督処分の実施であるとか、あるいはそれになお違反した場合にはさらに道路法違反で告発をするとかいう措置をとっておりますわけでございますが、何せ、私どもの方で取り扱っておりますのは、実際に不法占用の現象面の状況でございます。こういう状況が実際には有線

音楽放送業界の秩序の混乱に起因して出てきておるものと私も理解しておりますが、そういう面でも何かこの業界秩序の改善が図れる措置ができないものかというのを考えておられて、この業界に對して指導監督権限を持つておられます郵政当局等いろいろな現在御相談申し上げておるところでございます。今後とも、郵政省御当局の御協力を得ながら、この問題の根本的な解決に私どもは努力してまいりたいと思ひております。

○新井委員 次に、電電公社にお伺いしますが、有線音楽放送の添架されている電電公社所有の電柱の総数はどのくらいあるのですか。また、そのうち何本が無断添架に相当したものであったか、また、距離にしてどのくらいのものであったか、それを二年間ぐらゐの分を教えてください。

○平野政府委員 お答えいたします。まず五十二年度末と五十三年度末、二年分とおっしゃいましたのでこの数字を申し上げます。電電公社所有の電柱の有線音楽放送線を添架しております総本数は、五十二年度末で二十九万八千、それから五十三年度末で三十六万四千四百二十本ということでございます。それぞれ延長キロメートルで申し上げますと、五十二年度末が約八千九百四十キロメートル、五十三年度末が約一万九百四十キロメートルというところでございます。このうち無断で線が張られておりますもの、この本数と延長を申し上げますと、五十二年度末が一万六千三百本、延長にいたしまして約四百九十キロ、それから五十三年度末が二十一万一千六百二十本ということ、延長にいたしまして約六千三百キロ、ざっとこういった数字でございます。

○新井委員 郵政省にお伺いしますが、先ほど無届けでこの事業をやっているというそういう無届け件数、それから無届け施設数の数を聞きました。これは五十三年度末で、もう一度確認の意味でお答えになってください。

○平野政府委員 無届け施設につきまして五十三年度末ということでございますが、百二十九施設となっております。

○新井委員 それを、先ほど言っていたか、また四団体、日本有線放送連盟、東京音楽放送協同組合、北海道有線音楽放送事業者協会、それから社団法人全国有線音楽放送協会、この四団体に分けた場合は、どういうグループになりますか。

○平野政府委員 昭和五十三年度末現在で、先ほど申し上げましたように無届け施設が百二十九施設でございますが、この業界団体別内訳についてのお尋ねでございますが、全国有線音楽放送協会に属する事業者のものが十八施設、日本有線放送連盟に属する事業者のものが百一十一施設でございます。なお、東京音楽放送協同組合及び北海道有線音楽放送事業者協会に属する事業者の無届け施設はございません。

○新井委員 郵政省にお尋ねをしますが、以前より問題になっておることで、業者間の対立があり、連盟系が数としては非常に不法占有なり無届け、無断添架が多いわけでありまして、いずれにしてもこれらの団体、業者に對してどのような対処の仕方をしているのか、実が上がっていないではないかという声がありますが、お伺いをいたします。

○平野政府委員 先ほど来お話がございましたように、無届けで設備を設置しております有線放送事業者に對しましては、法令で定める所要の届け出を行うように強力に指導をいたしまして、これに従わない特に悪質な業者に對しましては、関係法令に基づく告発を行うというようなことをいたしまして、事態の正常化に努めてまいっておりますわけでございます。しかしながら、違法施設が後を絶たない状況でございます。こうした状況に對処するために、郵政省、建設省、通産省、電電公社、電気事業連合会といった関係機関とその正常化について協議を重ねておるわけでございます。

また、業界団体でございます社団法人全国有線音楽放送協会及び任意団体の日本有線放送連盟に對しましては、責任者から事情説明を求めるとともに、有線音楽放送の正常化についてそれぞれの会員に對する指導の強化を強く要請をしておるわけでございます。なお、違反業者のうち大手業者でございます大阪有線放送社あるいはゆうせん、あるいは日本音楽放送、あるいはまた日本有線放送の各社につきましては、特に責任者を郵政省に呼びまして違法の是正を強く求めているところでございまして、今後とも努力を重ね、実行の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

○新井委員 郵政大臣にお伺いしてありますが、いま郵政省、電電公社、建設省、それぞれ有線音楽放送事業について、いわゆる違法行為の実態というものが示されたわけでありまして、これらの行為が年々縮小されてきたというのなら話はわかるわけでございますが、いまの需要にこたえてと申しますか、だんだんとそれが増大をしております。うに、すでに四十六年の会計検査院の指摘があつて、そして今日までそれぞれの所管官庁があらゆる努力をして協議を重ねておるわけでございますが、なおかつ現在堂々と違法行為がまかり通つておりますし、なおかつそれが増大の傾向にある、こういうことについて大臣はどのように認識されるか、お伺いをしたいと思います。

○大西國務大臣 法を無視する事業経営者が有利な立場に立つて、そして正直な業者がばかみ、こういう状態はいつまでも放置しておくわけにはまいらぬ問題だと考えております。いま御指摘のように、これまでもいろいろな関係機関で対策を検討していろいろやってきたようですが、必ずしもその成果を上げていない、逆にふえている傾向も見られるという状態でございますから、いま鋭意その検討をさらに急いでおるようでございますので、私といたしまして、これを督促をして、早く結論を出して、こういう状態が一日も早く解消されるようにしたい、このように考えます。

○新井委員 大臣も早く解消したいということでは

ございますが、具体的にまた聞いてまいります。法的に見て、無届けであるとか無断添架、不法占用、これに対する罰則規定というのが郵政省関係の場合にはどうなっておりますか。

○寺島政府委員 まず有線電気通信法の関係でございますが、同法第三條第一項もしくは第二項で規定されました有線電気通信設備の届け出をしない者は、同法第二十六條第一号によりまして一万円以下の罰金に、または同法第三條で規定されました改善命令に違反した者は、同法第二十五條第四号によりまして一年以下の懲役または一万円以下の罰金にそれぞれ処せられることになっております。

また、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の関係で申し上げますと、同法第三條で規定されました業務の開始届け出をしない者は、同法第十四條第一号により三万円以下の罰金に処せられますし、同法第八條で規定された業務の停止命令または業務の運用の制限に違反した者は、前者については同法第十二條により六ヶ月以下の懲役または五万円以下の罰金に、後者については同法第十四條第四号により三万円以下の罰金にそれぞれ処せられることになっておるわけであります。

○新井委員 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の第八條に、「郵政大臣は、有線ラジオ放送の業務を行う者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて、有線ラジオ放送の業務の停止を命じ、又はその業務の運用を制限することができる。」といううぐいになつておりますが、郵政省で、いまのこの第八條や先ほど説明のあった罰則規定、これらが適用された実例はどのようになっておりますか。

○寺島政府委員 有線電気通信法及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の違反に対しまして郵政省といたしましての告発でございますけれども、これは昭和四十七年九月に広島で一施設一件、昭和五十二年十二月に神奈川で一施設一件、

それと東京都内で二施設一件、合計四施設三件につきまして告発を行ったところでございます。その結果でございますが、広島の場合につきましては、業者が自主撤去いたしましたために解決をいたしておりますが、神奈川の場合につきましては昭和五十二年十一月三十日付で、また東京の事件につきましては昭和五十五年三月十九日付でそれぞれ不起訴処分となつておるわけでございます。

○新井委員 処罰適用の実例というのは、いまさういうぐいになつたわけでございますが、この四施設というものは、まだたくさん事例があるわけでございます。そういう事例に対してもっと有効な手段というものをいなければいけないと思うのでございますが、そういうことについてはいかがお考えでございますか。

○寺島政府委員 ただいまお答え申し上げました四施設につきましての告発でございますけれども、先ほど電波監理局長がお答え申し上げました無届け施設の中には、電柱等への添架の承認あるいは道路占用の許可を得ていないものは受理しておらないわけでございます。

（委員長退席、逢沢委員長代理着席）
この告発をいたしましたものは、届けも全くされておらないという悪質なものとしまして、いわば代表的に行つたわけでございまして、こういった告発の件数としては少のうございまして、郵政省といたしましては、これらの状況を見ながらその次の手段、方法を考えたいということでございます。

○新井委員 現行法上は届け出制の枠の中で事業が開始されるということになつておるわけでございしますが、具体的にはどういふ方法でこの無届けをなくすようにするのか、そういうことの検討は一体どのように行われているか、お伺いしたいと思います。

○寺島政府委員 先ほど大臣からもお答え申し上げましたように、法を守る業者がえつて損害をこうむる、そして法を守らない業者が優位に立つ

ということとはあつてはならないというふうに私も考えておるわけでございまして、こういう違法施設をなくすように関係諸機関でも努力をいたしたいとおるわけでございしますが、現行法上の制約等もございまして、違法状態の解消が進んでいないことはまことに残念なことだと考えておるわけであります。したがって、関係機関の御協力を得まして、目下法的措置を含めまして、何か抜本的な対策がとれないかということで検討を進めておるところでございます。

ただ問題点の一つは、電柱への無断添架あるいは道路の無許可占有でありますことから、こういった道路あるいは電柱の管理者なり所有者なり、いわゆる自力救済的な措置を認めるかどうかという点が一つの大きなポイントとなつておると思つております。これはいろいろその方面の関係機関とも十分に協議をしなければならぬ問題だと考えております。そういうことで、現在こういった法的検討をあわせて鋭意検討を進めておるところでございますが、残念ながらいまだにその結論を得るには至つておらないところでございします。

○新井委員 では電電公社にお伺いをいたしますが、有線音楽放送の添架されている電電公社所有の電柱の総数は、約三十六万四千本のうち無断添架というものに相当するものが二十一万一千本、約六割に相当する数があるということをお聞かしておりますが、具体的には今後どのような方法で無届けをなくしていくつもりなのか、何か案があつたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○前田説明員 お答えいたします。現在でも鋭意この無断添架の発見に努力をいたしておりますが、発見いたしました場合には速やかにまずその張つた業者の所在を確認いたしまして、責任者の出頭を求めて、強くその不当性を追及して外すようにということを求めるわけでございします。それと同時に催告書を送つたしまして、直ちに撤去するように要求をいたします。これにに応じない場合には、現在の法制下でとり得る一

番最大の処置といたしまして、まず撤去の仮処分を申請いたしまして、仮処分によつて撤去をするといったような方法を講じております。また、無届けの業者を抱えております二つの団体につきましては、公社から強い警告の文書も発送いたしております。

いかにしましても、今後郵政省、建設省あるいは電力会社等々十分御協力を申し上げまして、なるべく早くこの不法な状態というものを改善していきたいというふうに考えております。

○新井委員 いま最終的には仮処分の申請をするというふうなことになるのですが、その仮処分の申請はどの程度行われておりますか。

○前田説明員 五十二年以降の三年間の数字を申し上げますと、二十四件でございます。

○新井委員 郵政省、建設省、電電公社にお伺いをいたしますが、昨年二月二十五日の新聞報道によりますと、「連盟側は、ケーブルの架設を無断でしたが、これについては「法律に違反してはいない。法の運用が実態に即していないだけだ」と主張しており、これに対し協会系も「建設省や電電公社、電力会社が違法ケーブルに断固たる処置をとらない以上、こちらも電柱使用料の支払いは留保する」というぐいになつたわけでございします。これについて郵政省、電電公社、建設省はどのように考えるか、お答え願ひたいと思ひます。

○平野政府委員 ただいま御指摘の報道記事でございますが、郵政省といたしましては、事業者や業界団体の体質がまだまだ未成熟であるというふうな考えをしております。まことに遺憾に存じております。このように法を無視して事業を営む者が優位に立つというふうなことはあつてはならないことだと考えております。これらの業界団体や違反業者の大手のものに対してはこれまでより強く違法の是正を求めてまいりたいと思つておりますが、関係機関ともより一層連携を密にいたしまして、法改正の問題を含めて、今後とも正常化について努力を重ねてまいりたいと存じております。

○山本説明員 たいま先生御指摘の日程の昨年二月の報道は事実でございますが、連盟系の大阪有線放送社は、そもそも有線音楽放送線は道路法第三十二条一項一号に言う電線に該当しないものだ、したがって、道路占用の手続は不要であり、道路占用料も支払う必要はない、こういう主張をしておられるわけで、その後、不法占用を拡大し、許可を受けているものについても占用料を滞納しておられるという状況が続いておられるわけでございます。

しかしながら、有線音楽放送線であつても道路法第三十二条一項一号に掲げます電線に該当いたしますことは明らかでございますし、このことは昭和四十八年五月の札幌地裁の有線音楽放送線除去処分効力停止申請事件の決定の中でも明らかになつておりまして、有線音楽放送線は道路法第三十二条一項一号の電線に該当する、したがって、その架設行為は同条の所要の許可を受けなければならぬ、こういう判示がすでに出ております。それから協会の意見ですが、これにつきましても、みずからの不法行為による混乱をむしろ関係行政機関の責任に転嫁して、それで不法占用あるいは占用料の滞納ということを続けておられる状況でございます。

いずれにいたしましても、私どもは、道路法の規定に基づく監督処分あるいは道路法違反による告発等を通じて、道路管理上可能な措置をとるよう、いまでも努力をしておるところでございます。いまだその主張もためにするいわれなき議論であらうと考えております。私どもは、このような主張に対しては、今後ともあくまでも厳正なる態度でこの不法占用状況の排除に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○前田説明員 いまのような違法な状況を是正いたしますためには、先生も御指摘のとおり、とにかく不法添架をなるべく早期に発見し、これに法的に厳しく対処していくということが第一番であるかと思っております。ただいまお話のありました郵政省、建設省両省の御指導も得まして、厳重な態度でこれに対処してまいりたいと思つてお

ります。

○新井委員 建設省や電電公社、電力会社等では、いろいろお伺いすると、むしろ被害者である、根本の郵政省にもっと強力な対策を考えてもらわないと困る、こういうような声を聞いたことがございます。これも大変むずかしい問題であることは承知いたしますが、届け出制で無届けがほとんどふえる一方で、しかも手も足も出ない。だからといってこのままほっておくわけにはいかない。そうしなければ果たして法律がこのままいいのかどうかという点まで及んでくるわけでございまして、法改正なりあるいは別途立法するとかいうようなことは考えなくともよろしいのでございましょうか。

○寺島政府委員 御指摘のように、現在、有線音楽放送の施設の設置をめくりまして違法な状態が多発しておりますことはまことに遺憾なことであると思つております。先ほど大臣からもお答えがございましたように、法を無視して事業を行うものが優位に立つて、法を守るものが損害をこうむるというふうな点は放置できない点であるというところにつきましても、十分に認識をしておるところでございます。こういう観点から、悪質な事例について告発をいたしたわけでございまして、けれども、いずれも不起訴処分となつたことは先ほどお答え申し上げたとおりでございます。こういった事態を踏まえまして、法務省を初めとする関係機関の御意見もいただきながら、法的措置も含め、また現行の届け出制のあり方そのものをも含めまして何か有効な措置がないかということについて、現在鋭意検討しております。また今後とも検討を進めてまいりたいと思つております。

○新井委員 その法改正もやはり早くしないといけないと思つております。悪意を持って、届け出をしないで意識的に堂々とやっている業者がいるのが非常に問題でございます。また一方、もちろん使用料などは一切払わない。また一方、まじめに届け出をして、法にのっとって事業をされている人がいるわけですから、無法状態が長年続いて、結局正直者が

ばかをみるといふような行政が、どんなむずかしい理由があつたにしても、結果的には放置されているのと同じ状態に置かれていては、国民やまじめな業者から見ても納得できるはずはないわけでございまして、電波を扱う郵政省の指導による断固たる措置というものをひとつとっていただきたい。これも具体的な技術的な対策をやつていただかないと、先ほどから何回も議論したように、いろいろなことをやつておつてもちつともちつが明かない問題であるわけですから。

電電公社の方としまして、今後の見通しとしては、いまのままでいけば無断添架に相当するものがだんだんふえるという見通しを持っておりますのでございまして、そういうことについてはどのように想像されておりますか。

○前田説明員 無断添架の本数は、先生御承知のように、業界の中の競争が非常に激化したようなところで、ある時期に急激にふえるというふうな非常に変動の多い形をいたしておりますので、今後それが年々どのように推移していくかということとを推計いたしますことは不可能であらうと思つております。いかにいたしまして、われわれといたしましては、とにかくこの数を早く減少させるべく努力してまいりたいと思つております。

○新井委員 このままでいくと、建設省の方といたしまして、占用については三年ごとに更新をしなくてはならないようになっていくことから、今後不法占用が約三分の一ずつふえていくというふうに見えておるようでございますが、不法占用の開始以来、不法占用による占用料の滞納と、許可をとりながら納めていない分はそれぞれどのぐらいの金額になるか、お聞かせ願ひたいと思つております。

○山本説明員 現在私どもの方で把握しております有線音楽放送線にかかわります占用料の未納額は、私どもが直接管理しております国道の指定区間ににつきましては、五十二年度分で約二百万円、五十三年度分で約一千五百万円、両年度で一千七百万円という額に上つております。不法占用をしておりますものの占用料相当額が

どのぐらいになるかということにつきましては、正確に把握することはできませんが、推計では、ただいま申しました占用料の未納額とはほぼ同程度ぐらゐになるのではないかと、かように考えております。

○新井委員 会計検査院にお尋ねをいたします。会計検査院は、四十六年度決算検査の過程で判明した道路の占用料の未納分として約一億五千万円、また、この年の電柱使用料の未納が約二千万円、計一億七千万円の国損があると指摘をいたしました。マスコミの報道によりますと、四十七年当時の業界の年商は約五十億円程度であつたが、昨年は百五十億円、そのうち、地域によって差があるから一概には言えませんが、五%から二〇%ぐらいが道路、電柱の使用料だと、ある音楽専門誌の記者がコメントで言つておられますが、仮に一〇%がこの使用料とすれば、年額十五億円が国庫や関係機関に入らない勘定になるとも述べているわけでございます。

会計検査院は、昭和五十二年の国会答弁におきまして小沼会計検査院説明員が、「その後も検査院におきまして引き続き、同じような事態が再度起こらぬように、処理状況について十分関心を持つて見守つてきている」と言つておりますが、現実にはますますひどくなる一方であります。その後検査院ではどのような調査をしたのか、もし何らかの調査なり掌握なりをしていけば、その結果を明らかにしていただきたいと思つております。

○佐藤会計検査院説明員 先ほど御説明申し上げましたように、電柱所有者は、建設省の道路占用の許可なしには有線放送線の架設は承諾いたしません。したがって、先ほどからお話がございます無断で架設している放送線の件に関しましては、これはもちろん建設省にも無断でやつておるというところでございまして、こういうような不法なことは不正な事態の解消につきましましては、もちろん根本的な根絶を図らなければなりません。建設省だけではこの事態を把握するということはま

とに困難な模様であると聞いております。したが
いまして、電柱所有者であるところとの共同作業
によってこの事態を把握するというような状態
でございます。

ただいまお話がございましたように、このよう
な無断占用の事態というのは、直接そうなるとは
申し上げかねますが、ひいては国庫収入の喪失を
しているという事態と判断されます。ただいま郵
政省御当局、建設省御当局並びに実際の電柱所有
者であります電電公社のそれぞれのお立場での御
努力の方途を述べられておるわけでございませ
が、いずれにいたしましても、そのような事態に
対応いたしたしめても、そのような事態に
と私どもは考えておりますので、その処置にさら
に着目していくというふうにして検査を進めてま
いりたい、このように考えております。

○新井委員 日本は法治国家でございまして、い
かにどうあれ、法律をきちっと守っていただきた
い。ただしその法律も、使いやすいたしませんが、
開かれたといひますか、国民の皆さんに利益が還
元されるような形のものでなければいかぬ、この
いうぐあいには私は思うわけでございませう。やは
りこの業界というのは、いまの需要関係から見ま
してとどろんと伸びていくだろう、そこで業界とす
れば、そんなむずかしい手続をしてお金を払うより
も、少しでも過当競争に勝ち抜かなければいけな
いといういろいろな状況もあるわけでございまし
て、こういうことにもなっておるかと思ひます。

しかし、こういう法律をぐぐってやるといふこ
とが熟して何年も見逃されておるなんていうこと
は、やはり国民の目から見ておかしなことでござ
いますので、占用料をもっと安くしてあげるとか
あるいはそれなりのことを考えるということも必
要かと思ひますけれども、やはり法律をきちつ
と守るようには、いままでも建設省も郵政省も電電公
社もみんながんばってこられたわけでございま
すが、実のある実行をしていただきたいというこ
とを要望いたしておきたくてございませう。会計検査
院の方も実態を調査していただいて、法律的な不

備があればやはり立法措置というものが当然必要
かと思ひます。そういうことで、その一角という
ものは守っていただきたいと思うわけでございま
す。

最後に、今回郵政省設置法の一部改正の法案が
かかったわけでございませうが、郵政省とすれば、
電気通信監理官室が廃止されて電気通信政策局と
いうことになって、言ってみれば、今後のやり方
によつてはもうどのぐらひ大きく発展するかわか
らないという通信行政の基礎がますますつあろ
うかと思ひつゝございませう。国民の皆さんも大
いに期待をしておるところでございませう。これは、
先ほどから私が言つておりますように、監督権限
の強化だけではやはり何もできるわけではありま
せん。したがひまして、技術革新とともに、その
機能も十二分に発揮されて、国民の皆さんに納得
され、開放された政策局でありませうことを心から
お願いをいたしつゝございませうが、その決意の
ほどを郵政大臣から一言お伺ひをいたしまして、
私の質問を終わりたいと思ひます。

○大西國務大臣 先ほど申し上げましたよう
に、今回この政策局をつくることをお願いをいた
してあります根本精神はそこにあるわけでござい
まして、これが成立を見ましたら、先生の御意見
を十分参考にしながら、これからの運営に努めて
まいりたいと思ひます。

○新井委員 終わります。

○達沢委員 長代理 次に、中路雅弘君。

○中路委員 最初に、この郵政省設置法について
一、二問お聞きをしたいと思います。

今度の電気通信政策局の設置目的ですが、電気
通信行政が科学技術の進歩に対応するため必要だ
と云つておられるわけですが、この局の所掌事務
に新たに加わつたものを見ますと、「政策の企画、
立案及び推進」という一項目が加わつてゐるわけ
です。特に行政の合理化を基本方針としてゐる
いまの内閣のもとで、現行電監室を局にするわけ
ですが、その理由について最初にお聞きしたいと
思ひます。

○大西國務大臣 電気通信監理官の制度は、昭和
二十七年に電気通信省が廃止をされまして、郵政
省へ統合されたわけでございませうが、当時は、日
本電電公社あるいは国際電信電話株式会社の監督
業務以外には大した行政事務もなかったわけでござ
いませう。しかし、その後の技術の進歩、社会の
発展、こういう中にありまして、先ほど申し上
げておりますように、電気通信の分野における発
展と将来の情報化社会というものの展望を見ます
ときに、この際、電気通信政策といったものにつ
いて、これを時代に即応して、そして行政の面
におきましてその需要を満たしていくことは
きわめて重大な問題であり、喫緊の要事だと考え
たわけでございませう。したがひまして、この電気
通信監理官制度を廃止いたしまして、電気通信政
策局を設置したい、こういうわけでございませう。

いまおっしゃいますように、行政の合理化と
いうことが一面において大変重要な時期でござい
ますので、この新局を設置するにつきましては、
旧来からございませう一つの局、つまり経理局を廃
止をするといったことを、いわゆるスクラップ・
アンド・ビルドの原則といひますか、その原則に
のつとつて新局を設けたい、こういうことでござ
いませう。

○中路委員 提案理由の中で、「電気通信行政の
責任と権限を内外に対して明らかにし」という
ことがうたはれてゐるわけですが、この権限を内
外に明らかにするというのは、局にしなければ内
外に権限を明らかにできないのかどうか。この点
も少し具体的に、この提案理由との関連で、局
にしなければならぬという問題について、もう
一言お聞きをしたいと思います。

○小山政府委員 電気通信行政分野におきま
す山積する課題というのは、ただいま大臣から申し
上げたとおりでございませうが、いわゆる法律上の特
別の職でございませう電気通信監理官が所掌する
という組織形態は、行政一般の事務を行う上にお
いてはきわめて特別な形での組織形態だと言へる
のではないと思ひます。したがひまして、わが国

の行政組織法上でも基本的な組織単位とされてお
ります局を組織すること、こういうことによつて
行政に対する姿勢をその形態とともに整へること
が、いわゆる行政運営の責任と権限の所在を明確
にして、行政の執行体制を確立するということに
当たるのではないかと存じております。

○中路委員 今度のKDDの事件に関連して、元
電気通信監理官室に關係をした二人が収賄容疑で
逮捕されてゐるわけですが、いわば現在のKDD
腐敗事件の中心の一つが、今度の法案でいま問題
になってゐます。主要な改正点になつてゐる電気
通信監理官室が中心になつてゐるわけですね。

この問題について二、三またお聞きしたいので
すが、KDDの事業計画や利益金処分、料金の許
可権などはこの電気通信監理官室を窓口にして郵
政大臣が行つてゐるわけですが、これまでの郵政
大臣の許可を受けた、KDDの申請を受けて審
査された件数について、最近の七十六年度から七
十九年度、三年ぐらひにどのぐらひの許可の件数
があつたのか、大体年平均幾らくいかに、お答え願
ひたいと思ひます。

○寺島政府委員 法律に基づきます国際電報に
対します許可をいたしましては、国際電信電話株
式会社法に基づきます事業計画、利益金処分等の
認可、あるいは公衆電気通信法に基づきます料金
その他の業務の提供条件、国際通信回線の設定等
に関する認可などがございませう。その件数につ
いて申し上げますと、七十六年度が八十八件、七
十七年度が百二件、七十八年度が九十二件、七
十九年度でございまして、これを平均いたします
と大体八十五件ぐらひに相なります。

○中路委員 年平均百件近い許可の件数を扱つ
ておられるところですし、職務権限という点では
特に電気通信監理官室は大きな責任、役割があ
るところだと思ひます。KDD事件が、密輸発覚
以来五カ月たつて郵政省まで波及し、KDDと郵
政省との癒着の問題が取崩という形で二人の元関
係者の逮捕というところまでいま発展してきたわ
けですけれども、先日神山事務次官、江上郵務局

長が退任された。発表では、これは省内の人心の一新を図ることが理由にされていますが、通常は定期異動というのは七月、政治日程で繰り上がったのも六月末ごろだったと思いますけれども、郵便法の改正など重要な案件を抱えておる中でこうした退任というのは異例なことだと思えますが、これはどういう理由でこうした時期に退任をされたのか、省内の人心の一新ということが新聞報道では出されていますけれども、大臣の考えをお聞きしたいと思います。

○大西国務大臣 先般四月八日付で人事異動を行ったわけですが、これはいま先生御指摘のように、省内の人心を一新したいということで行ったわけですが。

KDD事件に関連する不祥事件が発生いたしましたから、省内に沈滞の空気と申しますかそういうものが生じておったわけですが、一面において、逮捕に関連をいたしまして、公務員としてえりを正して綱紀の肅正を強く求める意味の訓辞を私したわけでありましても、そのことによつて一面萎縮をするというふうな空気も出てまいつたように私ははだで感じたわけですが。

そこで、異例ではございますけれども、こういった空気を一日も早く一掃をして、そして本来の業務にいそしんでらうということも、また郵政行政にとつては国民に対する当然の義務でもございしますから、それを早くするためにどうかということ、予算が成立を見ましたその時期、同時にそれは郵政省が抱えております、国会にお願いをしておりますいろいろの法案について御審議が進められる時期に当たるわけですから、その間のこの時期が一番適切な時期だ、こう考えまして、神山前事務次官に後進に道を譲るよう勇退を求めたものでございます。また、江上前郵務局長につきましては、同期のだからが事務次官になることになりますれば他の者は勇退するという官界の不文律がありますので、これを尊重いたしますとともに、人心の刷新を図るために同人の退職

を私から求めたものでございます。

○中路委員 ある新聞の報道によりますと、さきの二名の逮捕の後まだ灰色官僚と言われるのが十数人いるという、捜査当局筋の話というふうなことで報道されているのもあります。私は、今回の不正、腐敗事件の問題について、郵政省みずから積極的に説明する努力がぜひ必要ではないかと思ひます。

昨年十一月、省内に官房長を委員長とした綱紀点検委員会というんですか、設けられたということと聞いておりますが、この調査の、現時点での結果について、たとえばKDDから料亭などでもてなしを受けたとかあるいは贈り物をいただいたとか、海外出張のせんべつをもらったとか、こうしたKDDとの関係でどのぐらひの人が調査の中でおられるのか、係長以上ぐらひでいいと思うのですが、それを含めて、調査結果についてひとつ御報告をしていただきたいと思ひます。

○小山政府委員 先生御指摘のとおり、昨年十一月に綱紀点検委員会を設けまして、KDDに幾分でも職務上関係のあつた者を対象にいたしまして調査をいたしました。調査対象は管理者でありまして約百十名でありまして、一昨年の七月以降についてそれぞれに對しまして、まず自己申告をするということと、さらに面接による調査をいたした次第でございます。

その結果、当省職員がKDD関係者と会食いたしましたのは十六回、延べ六十一名に上つてゐること、また贈答といたしましては中元、歳暮の時期に二十二名から二十三名、延べ六十八名の者が中元、歳暮のたぐいを受け取つております。そのほか、七名の者が海外出張のみやけを贈られてゐるという調査結果が出ております。

なお、先生御指摘のせんべつ等につきましてもの申告はございませんでした。

○中路委員 新聞等の報道ですと、その他数方から数十万の商品券を贈られてゐるとか、あるいは海外での接待、こうしたさまざまな問題が次々と報道されているわけですが、これは警察庁

の方にお聞きしたいのですが、二人の逮捕の後、こうした問題について関心を持たれてゐるのか、新しく捜査に着手をされてゐるところがあるのか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○漆間説明員 この問題に限りませず、警察はいゆるKDD疑惑にかかわる容疑内容を幅広く解明に努めているわけでございますけれども、この郵政関係の職員の絡みます事件といたしましては、さきに起訴になりました二名の者以外につきましては、現在のところ、特定の容疑があるというふうなことに對して警視庁から報告を受けておりません。

○中路委員 おやめになつた江上前郵務局長が電氣通信監理官を務められたのは、いつからいつまでですか。

○小山政府委員 江上前郵務局長が電氣通信監理官に在任した期間でございますが、昭和五十二年七月十九日から同五十二年六月三十日まででございます。

○中路委員 いまお話しした約一年間ですが、この一年間の期間が一つは非常にいろいろな問題になつてゐる期間だと思ひます。円高差益に絡む電氣電話料金の値下げ問題あるいは会社幹部をめぐる問題、こうした時期に當つて、また、KDDとの関係では職務権限の上で最も大事な窓口のところですが、これも、いままでの社会的な儀礼の範囲のものだったという報告をされてゐるものが報道されていますが、報道されたものを全部拾つてみますと、たとえば五十二年五月十五日から六月二日までのスミス・ジュネーブでの国際電氣通信連合理事会へ公務出張の際のKDDの接待、あるいはジュネーブ滞在中のレストランでのもてなし、市内観光のめんども見てもらつてゐますし、帰途パリに立ち寄つた際のKDDのもてなし、あるいは出張に先立つてのせんべつ、それから監理官就任の祝いなどの背広の贈答、あるいは赤坂、銀座のクラブでのもてなし、こういったことが出てゐるわけですが、報道されたものだけ合計しましても、百数十万に上るのじゃないかと思

うのです。

一つ一つの接待、もてなしということとは社会儀礼的なものだということになるかも知れませんが、それでも、わずか一年の間に、その担当の職務権限を持つ監理官が百万を超えるいろいろなもてなしを受けてゐる。もちろん、金額にかかわらず職務の対価として受け取つた場合には、当然これは贈収賄にかかる問題になるわけですが、しかし、金額としても相当大きな額であるわけですね。これがわずか一年の間に起きているわけですから、やはり社会儀礼上の範囲を超えた重要な問題があるのではないかと。こういった点については、郵政省内部の点検としても、もう少し厳しく点検もし、解明もしていかなくては、国民の疑惑も晴れないのではないかと。KDDと郵政省の癒着ということが言われてゐますけれども、この問題についてやはり明確な決着をつけなければいけないというふうには私は考へてゐるわけですが。

先ほど捜査当局はまだそれ以上のあれはやつてないというお話ですが、江上氏についての事情聴取はまだされてゐないわけですか。

○漆間説明員 これまでのところ、行つておりません。

○中路委員 人心一新を図るためということで神山次官と一緒にやめになつたのですけれども、重要なこういう職務におられた方の問題として、みずから姿勢を正していくという立場から見れば、せつかく綱紀点検委員会というものをつくられてゐるわけですから、私はもう少し厳正な点検が必要ではないかというふうな感じに思ひますが、大臣、この問題についてのお考えはいかがですか。

○小山政府委員 まず私からお答え申し上げますが、実は先ほど調査結果を申し上げましたが、点検委員会の調査の対象期間が五十二年七月以降でございまして、これにつきましても調査の対象にしてなかつたわけでございます。

なお、そのほか、いろいろ私も聞いてゐるところによりますれば、江上前局長は、絶対に疑

惑のあるような行動はしてない、疑いを受けるようなことはしてないという御答弁が、すでに国会という場において行われているということも非常に貴重な資料ではないかと存じます。

それからなお、私どもの綱紀点検委員会は、この事実究明ということには確かにおつしやるのとおり非常に大事なことでございますが、それと同時に、この事件が起きました、十一月私どもとして点検委員会をつくりましたことの一番の問題は、過去において、大方どういふようにKDDとの関係において職員が交わっていたかということと同時に、これから先、私どもの綱紀というものは、公務員として行政の中立性を守るためにどのような日常の行動をすべきかをここにもう一度改めて検討し直す、その資料として大いにこれが使われなければならぬという、これから先の点もございまして、この点をひとつ御理解いただきたいと存じます。

○中路委員 江上郵務局長の問題もそうですし、あるいはいまの点検の結果の中でも、たとえば接待で六十一名、贈答で延べ六十八名、海外出張のみやげ七名、合計しますと延べ百三十六名に上っているわけですね。KDDに職務権限を持つ郵政の関係の公務員の皆さんのこうした問題について、調査結果においても出ているわけですが、姿勢を正していくという意味で、この調査結果について今後どのように対処していかれるのか、この点についてもう一度大臣にひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○大西國務大臣 郵政省としましては、先ほど官房長からお答え申し上げましたように、内部における綱紀の点検を行いますと同時に、先ほど申し上げましたように、当時の社会的通念によれば、社会的儀礼だとされる季節によるものがあつたり、それから会食等のこともあつたやうでございますが、しかし、従来のそういうた社会通念上許されておると考えられるものであつても、今後はそんなことはすべきでない、こういうことで、昨年の十一月の十六日に、部内に対しましては、そういうことも一切慎むように、さらに関係の向き

に対しまして、従来そういうふうな儀礼的にやつておつたことについても今後は慎んでもらいたい、こういう通達を出しまして、そして自後そういうことはなしに今日に至つておるわけでございます。

○中路委員 KDDに関する問題は、後でまた同僚の議員から質疑があると思ひますので一応これで打ち切りまして、別の問題に少し入りたいたいです。

これも一言お聞きしておきたいのですが、電話料の値下げの問題ですけれども、先日、二月ですが、電電公社の北原副總裁の記者会見で、四月から十二月までで二兆八千三百六億円の収入を記録している、当初の予定より七百四十四億円多くなつてゐるということもありまして、この傾向は三月まで続くだろうと言われているわけですが、そうしますと、ざっと一千億ほど当初より利益がさらにふえるということになるわけですが、最終的に電電公社の収入、利益ですね、どのくらいになるのかおわかりになりますか。

○寺島政府委員 電電公社の五十四年度におきます収入と支出の差額でございますけれども、これは先生御案内のとおり、予算上二千九百六十四億予定をされておるわけでございますが、これは全額他の資金と合わせまして設備投資などの財源に回すわけでございますが、この収支差額が最終的に幾らになるかということにつきましては、まだ現時点では確定をしておらない状況でございます。

ただ、先生御指摘のように、支出の面を離れまして、事業収入という点だけからとらえてみますならば、現在のところ予算で予定しております数字に對しまして二・数%の増収があつておりますので、若干大まかな数字でございますけれども、予定収入に對しまして約一千億ぐらゐ増収になるであらう、まだ確定をいたしておりませんが、大体そういう見当でございます。

○中路委員 当初より一千億ぐらゐ増収になるとしますと、三年連続して四千億台になるわけですか。

これとも関連して、たしか国会でも答弁されていまして、總裁が夜間の長距離料金の値下げについてお話をされていまして、この長距離料金の値下げの具体案について、すでに具体化されているのか、また、いつごろからこれは実施されるのか、一言お聞きしておきたいと思ひます。

○寺島政府委員 今日、電話というのはいわゆる生活必需品というものになつておると私も考へておるわけでございますけれども、この料金につきましては、かねてからいわゆる遠距離料金が低いのではないかと御指摘があるところでございまして、諸外国の例と比較をいたしても、近距離においては日本の方が安いわけでございます。中距離におきましては大体同様で、遠距離におきましては日本の方が高い。この遠近格差と申しますか、一番近いところと一番遠いところを比較いたしますと、現在一対七十二という倍率になつております。この一対七十二という格差というのは非常に大きいものでございまして、これは年々と申しますか、過去にはそれが二百倍を超えたやうなときもあつたわけでございますけれども、いろいろな機会にこれが格差の縮小に努めてきたわけでございますけれども、現在まだ一対七十二という格差があることにございまして、これを何らかの方法で是正しなければならぬというところで、一つの大きな政策課題として私も考へておるわけでございます。

そのための当面の措置といたしまして、現在御案内のように夜の八時から翌朝七時まで四割の割引を行つておるわけでございますけれども、この割引の時間帯を前後に延長する、あるいはさらに距離の遠いところにつきまして、さらにもう少し割引率の高い時間帯を深夜帯に設けるといったふうなことにございまして、その具体案につきまして、公社に検討をさせておるところでございます。公社におきましては現在鋭意検討中でございます。この夜間の割引ということは、法律によりまして郵政大臣の認可事項となつております。したがひまして、その認可申請が出てまいりまして、

それを受けて決定をするわけでございますので、まだその具体的内容につきまして申し上げる段階に至つておらないわけでございます。

ただ、その時期でございますけれども、これを実施いたしますにつきましては、必要な関連の機械設備の工事が必要でございますが、これが、現在の公社からの報告によりますれば、大体こしはいづれぐらゐかかる、早く十二月きりぎりぐらいではないかという報告を受けておりますが、これが実施ということとは国民各層からの御要望の強い点でございますので、この実施時期を少しでも早めることができるならばと、その促進に努めるよう督促をまいりたいと思ひておるところであります。

○中路委員 これから後二、三望望的な質問になりますけれども、一つは、御存じのようによ年来、一九八一年は国連決議に基づいた国際障害者年であるわけですし、ことしはその前年ですから、いづれにしても国内のいろいろな行動計画を決めていかなければならぬ。障害者に対する施策を一層充実することが求められてゐると思ひます。政府の方でも、總理府の中に推進本部を設けられて、いま具体化に取り組んでおられると思ひますが、たとえば郵政省としてこの障害者年に向けての何か具体的ないま考へられてゐる施策、障害者の日常生活への自主的な参加ということを一層容易にするというのがこの決議の一つの柱でありますけれども、最初に、もし現在具体的に検討されてゐる問題がありましたら、お話しただきたいと思ひます。

○小山政府委員 これからやることについて考へてゐるかというこの御質問でございますが、現在郵政省におきましてやつておりますところの内容容についてまず申し上げたいと存じます。

心身に障害のある方々の福祉増進のため、盲人用の点字郵便物の無料扱い、それから、心身障害者団体の発行する定期刊行物の郵送料の優遇措置を講じているところでございます。また、NHKの受信料の減免、手話放送の実施を初め、電話

設備料の分割払い、電信電話債券の引き受け免除、身体障害者用の電話機器の開発等、心身障害者の福祉施策の推進、こういったものを指導しているところでございます。

今後におきましても、心身障害者の福祉増進には十分留意していく所存でございます。

○中略委員 きょうは、いまおっしゃった中の電話機器の開発と関連した問題で御質問したいのですが、五十四年度版の厚生白書で見ますと、障害者は年々ふえておりまして、恐らく各種の障害者は、障害児を含めまして、現在二百万を超えたと推定されるわけですが、この中で、聾啞者、聴力の障害者というのは全国的にどれくらいおられるのかおわかりになりますか。

○板山説明員 五十三年度末におきます身体障害者手帳の交付台帳に登録されました聴覚言語障害者は、三十九万五千一人という数字がございますが、この中には若干の死亡者とか地域的な重複というものがございますので、三十五万から三十九万の間、このように考えていいと思います。

○中略委員 神奈川県でも、県で調べますと、聴力障害者は全県で、新しい数字で、五千三百三十九名というのがあります。川崎市内だけとりましても六百七十四名。こういう人たちは電話が全くいまいけない不自由な人たちであるわけですが、川崎市で先年、耳や口の不自由な人のための福祉政策として、テレメールといいますが、電話を利用して紙で交信できる、いわゆる加入電話の回線に接続をして、聾啞者のためのいわば目の電話といいますが、大変小型なものですけれども、これを、市の福祉課と聴力障害者の、いまのところは会長と事務局長のところに、五十三年の暮れに設置をされまして、私も設置されたときにそのお宅へ行って、実際に手話通訳を介さないで、自分一人で筆談で可能ですから、見てきたわけですが、そのときにも要請されまして、こうしたことが全国的にもっと普及できれば、大変聾啞者には助かるという話も聞きました。他の都市で設置されている状況をお聞きしましたら、横浜でもそ

の後五台ばかり五十四年の八月に設置をされていまして、宇都宮市とか旭川とか、全国的に幾つかの都市でこれが広がってきています。

ただ、どんなものかいいの、いろいろまだ研究されているところで、お聞きしますと、電電公社では電話ファックス、ホームファックスというのを開発をいまして、いそうです、アメリカでタイプ方式が出ています、そうすけれども、どういふ方式がいいかということさらには研究もしていただきたいと思ひますし、できるだけ費用も安いのがいいわけですが、一番の障害は、全くこれについて補助もいまいないわけですね。

そういう点で、先ほどお話をしました、来年は国際障害者年でもありますから、そういう聴力障害者に対する施策として、どういふ方式がいいか、まだ研究しなければいけませんけれども、こういう問題について国の補助制度でもできれば、各自治体ももっとこれが進むんじゃないかというふうにも思ふのです。

そこで、最初に、郵政省がつかんでおられるこうした機器についての研究の現状どうか、そういった点についておわかりになっていければ、お話をしたいだきたいと思ひます。

○神保政府委員 お答えいたします。

現在電電公社で、聴力のない方々のためと申しますか、耳の遠い方々のために開発いたしております機器、これはいろいろあるわけでございますけれども、一つございいますのが、従来からございまして、シルバーホンの「めいりょう」という機器がございまして、これは、耳が不自由な方に、もう少し大きい音を出しまして電話をお聞きいただくというものでございまして、要するに音量を上げるといふものでございまして、この数量でございますけれども、五十三年度末に約二万九千といふものが出ておるわけでございます。

それから、最近でございますが、ことしの一月から、同じくシルバーホンという名前でございますが、「ひびき」という名前のものが開発されてお

りまして、これは骨伝導というふうに出ておりますけれども、相手の声を頭部の骨に振動させて聞く骨伝導方式ということでございまして、音を大きくしただけでは聞き取りにくい方に大変便利であろうということで、これはことしの初めから売り出したものでございまして、数がどのくらい出るかということについては、まだつかんでおりません。

それから、先生先ほど、簡便なファックスといふものができるのではないかとのお話でございますが、現在ございいますファックスというのは、大変大型でそれから値段も高いということで、大口の利用者、事業者用等に利用されているわけでございますけれども、現在、小型でより使いやすい電話ファックスといふものを電電公社でも開発しております、ホームファックスとかミニファックスとかいふような名前が呼ばれておりますけれども、これが近いうちに開発をされまして、いずれサービスの提供ということがされるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○中略委員 いま電電でもミニファックスの開発が進んでいるというお話です、私が御紹介しました川崎でつけたのはNECの開発したもので、小型で、工事費を含めて六十万ぐらいだと思ひますけれども。

これはこれからの問題ですが、大臣にひとつお願いしたいのです。厚生省ともいろいろ御相談も必要ですけれども、こうした福祉施策について、機器も開発されてきていることですから、障害者年とも関連して、何らかの国の補助をも含めたもう少し充実した施策、対策が前進すれば、関係者は多いわけですから、大変喜ばれるのではないかと申すのですが、検討していただけますか。ひとつ厚生省とも一度協議をしていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○大西国務大臣 ここに厚生省からも来ておられるようにございまして、これは大変便利なものなようにございまして、これを国の福祉事業として

て推進してどうかという御提案のようでございまして。これにつきましては、御承知のように現下大変厳しい財政事情のもとでございまして、けれども、そういう御意見があったということを担当省に私の方からもお伝えしておきたいと思ひます。

○中略委員 厚生省、せっかく来ておられますので、ちよつと。どうですか、厚生省とも相談するといふお話ですから、積極的に推進していただくといふことで。

○板山説明員 ただいま大臣からも答弁がありましたように、両省で十分に御相談を申し上げた上で、身体障害者福祉のために前向きな努力を私どもはお願いを申し上げたい、このように思つております。

○中略委員 郵政大臣という意味でなくて、政府の代表ということで大臣にこのことを要望しておきたいと思ひますので、関係のところとも十分検討していただきたいと思ひます。政府の方の障害者年の具体的な施策というのはこれからのようですから、それを中心にして各関係の省庁で検討されていることですから、その中に反映できるように努力をしていただきたいといふことをあわせて要望しておきたいと思ひます。

時間もありませんのであと一、二問聞きますが、これは先ほど岩垂議員から御質問のあった問題ですから飛ばしてもいいのですが、一問だけお聞きしておきますと、先ほどお話があった郵便局の話ですが、昨年の春以来、地元で署名運動が起きたり郵政省にもお話しした問題です。先ほどのお答えですと、十二月ですか、何か年末に開局というお話なのですが、四月十日から公団が局舎の工事に着手しているわけですから、もう少し早く完成するのじゃないか、完成と開局について、公団の建物ができれば郵政省が借りられると思ふのですが、この局舎は大体いつでき上がる予定なのですか、おわかりになりますか。

○守住政府委員 御指摘のように着工は四月十一日と聞いております。そして建物の方の完成は十月三十一日、住宅公団側で執行なさるわけござ

いますが、一応の用途はそうに聞いておりまして、事務の開始というのは、職員等の訓練あるいは局長等問題がございませうけれども、一応いままでのところでは、十二月の初めには十分開局できるようにというつもりでこれを進めたい、このように考えております。

○中路委員 遅くとも十二月の初めには開局というお話ですから、これはぜひお約束どおり実現をしていただきたいと思ひます。

あと時間が十分余りですから簡潔にお聞きしておきたいのですが、三月二十八日に地方ブロック機関の整理再編成についての閣議決定が行われましてけれども、郵政省については「為替貯金業務の総合機械化に伴う事務処理の変化に対応して、昭和五十九年度末までに、計画的に地方貯金局二十八局を九局に再編成し、残余の十九局を貯金事務センター（仮称）に縮小改組する」とされておられるわけですが、この二十八局についての具体的な整理再編成についてはまだ明らかになっていないですね。利用者に対するサービスへの影響もありまして、職員の雇用問題、労働条件等に対する影響も非常に大きいわけですし、一方的押しつけになるような問題ですから、できるだけ早急にその内容を具体的に明らかにして、関係者とも合意が得られるようにしていただきたいと思ひます。

それに関連して具体的に二、三お聞きしておきたいと思うのですが、総合機械化というのは主としてオンライン化の問題だと思ひますけれども、オンライン化を整理再編の方針によって進める場合に、二十八局の地方貯金局をどのように再編成されようとしているのか、具体的に教えていただきたいと思ひます。

○河野政府委員 お答えいたします。

私も進めておりますが、為替貯金業務の総合機械化、オンライン化でございませうが、この計画は、為替貯金業務のうち、現在二十八の地方貯金局で行っている業務の中で利子計算、原簿記録等の事務を九カ所の地方貯金局に集中いたしますとともに、そのサブセンターといまして十九カ所の

貯金事務センター、これは仮称でございませうが、貯金事務センターを設置することによりまして、事務処理を行うことを予定しているものでございませう。こうした為替貯金業務の総合機械化に伴う業務処理の変化に対応いたしまして、かつ昭和五十五年以降の行政改革計画の趣旨にのっとりまして、計画的にこの地方貯金局二十八局を九局に再編成し、このほか十九局につきましては、貯金事務センターということに縮小改組していききたいというように考えているところでございませう。

○中路委員 この問題はいろいろ出てくるに具体的な、きょうはお考えだけお聞きしておきたいのですが、九つの地方貯金局ということになりますと、郵政省設置法上地方貯金局として残るわけですが、残る十九局、仮称事務センターですが、縮小改組された場合に、郵政省設置法上の地方貯金局として扱われるのか、あるいはその出張所として扱われるのか、どういう扱いになるわけですか。

○河野政府委員 九局は当然地方貯金局として残るわけでございます。これ以外のたゞいま私御説明申し上げました貯金事務センターにつきましては、郵政省設置法第十二条に定めます地方貯金局の出張所といたしまして、これはやはり設置法の第十三条第八項によりまして郵政大臣が設置するということになるものでございまして、先生のお示しのとおり出張所でございませう。

○中路委員 もう一、二お聞きしておきますが、事務センターが設置される地方貯金局の処理業務はどういうようにならるのか、たとえば不要となる業務あるいは九局で定員がどのぐらい減員になるのか、残る業務はどれぐらいになるのか、五十九年度末で、また、貯金事務センターの処理業務はどのように変化するか、同じく不要となる業務あるいは定員減員、それらについて具体的にお尋ねしたいと思ひます。

（逢沢委員長代理退席、委員長着席）

○河野政府委員 オンライン化に伴います業務内容の変化でございませうが、為替貯金業務のうちで、

現在二十八の地方貯金局で行っております業務のうち、利子計算、原簿記録等の事務は、再編成後の九局の地方貯金局で電子計算機により集中処理したいというところでございませう。その他の業務、これは利用者に対する各種通知書の発行、送付、この通知書と申しますのは振替口座の受け払い状況の通知とか、あるいは満期通知などでございませう。さらにまた利用者からの各種請求の処理、この利用者から請求として出されます改印届とかあるいは転居届等の処理でございませう。これらの事務、さらに郵便局の端末機から直接計算センターに入力することになりまじないデータの入力事務、これはたとえば給与預入とかあるいは財形預入などがございませうが、これらの事務は貯金事務センターで行うことといたしたいというように考えているところでございませう。

また、いま先生から定員関係につきましてお話がございましたが、この要員関係の変化につきましては、総合機械化が昭和五十九年度ごろの完成を目途としたものでありますこと、さらにオンライン化によりまして給与預入とかあるいは自動振替などの新しいサービスの利用動向等が、現時点におきましては明確にこれを把握できかねる現状でございませうので、予測に基づく数字でございませうけれども、定員といたしましては地方貯金局の現在の要員、約一万五千人でございませうが、これはほぼ二〇％程度、各局によりましてそれぞれ業務内容も異なりますので全部が全部二〇％ということではございませうけれども、ほぼ二〇％程度の節減が可能になるのではなからうかというように私どもいま現在見ているところでございませう。

○中路委員 オンライン化等によって、いまお話のように地方貯金局、現在の二十八局の定員約一万五千人が二〇％程度の減員となるとお話しですが、これは関係者の雇用や労働条件にとって重要な問題ですから、当該の労働組合やその関係者との合意が必要なのですが、こうした問題についてまだ協議等は行われていないと思ひます。今後どのように進めていかれるおつもりなんですか。

○河野政府委員 為替貯金業務の総合機械化でございませうが、先ほど申し上げましたとおり、長期にわたります計画の実施でございませう。従来から、この要員計画につきましても、必要に応じてその都度関係労働組合と意思疎通を行ってまいっております。その理解を求めながら取り運んできたところでございませう。今後とも、私も極力関係労働組合の理解を得まして、その円滑な実施が図られるように努めてまいりたいと思ひます。

○中路委員 時間なので終わりますけれども、この問題は当該のそこで働いておる皆さんの労働条件というだけじゃなくて、雇用問題というだけじゃなくて、利用者に対する影響も大きいわけですし、十分私たちも検討していかなければいけない問題だと思ひます。

いずれにしても、国民的な合意、そういうものなしに一方的に押しつけるということになると重要な問題になりますから、そういう立場で、改めてこの問題についてはまた御質疑をしたいと思います。一応お約束の時間になりましたので、きょうの質疑はこれで終わらさせていただきます。

○木野委員長 次回は来る十七日木曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十四分散会

内閣委員会議録第八号中訂正

二ページ二段六行「浜田幸一君紹介」を「安倍晋太郎君外一名紹介」に訂正する。